

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	61 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	38 件

## 神奈川県国民年金 事案 4772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年8月まで

私が平成4年5月に会社を退職してしばらく後の5年の夏ごろに、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、申立期間当時、私は学生であったが、学生が国民年金の強制適用となった3年4月までさかのぼって、母親が納付書により10万円ぐらいを分割して金融機関で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成5年の夏ごろに、その母親が市役所で国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年7月に払い出されていることが確認できることから、その時点では、申立期間のうち、3年6月から同年8月までの保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親は、「未納となっていた期間の保険料10万円ぐらいを、さかのぼって分割して納付した。」と証言している上、納付済みとなっている申立期間直後の平成3年9月から4年3月までの保険料が、5年10月に過年度納付されていることが確認でき、その母親が納付したとする保険料額は、申立期間のうち、3年6月から同年8月までの保険料額及び申立期間直後の過年度納付された保険料額の合計金額とおおむね一致することから、その母親が、3年6月から同年8月までの保険料を納付したと考えても特段不合理な点は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち、平成3年4月及び同年5月については、上述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は5年7月に払い出されていることが確認できることから、時効により国民年金保険料を納付することはできず、申立期間の前後を通じて同一市内に居住し続けていた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年6月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4773

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、区の広報誌や町内会の回覧などに記載された国民年金に関する記事で、国民年金に任意加入することができることを知り、夫が私の国民年金の任意加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が毎月、町内会婦人部の集金人に 100 円から 200 円ぐらいを納付していたことを記憶している。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ、区の広報誌や町内会の回覧などに記載された国民年金に関する記事で、国民年金に任意加入することができることを知り、その夫が国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が当時居住していた市では、国民年金制度発足当初、国民年金の任意加入について広報誌に掲載していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、町内会婦人部の集金人に、毎月 100 円から 200 円ぐらいの国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が納付していたとする保険料月額、申立期間当時の金額とおおむね一致している上、その夫の標準報酬月額、申立期間当時、最高等級で推移していたことが確認できることから、申立期間の保険料を納付するだけの十分な資力があったものと認められる。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付していたとする町内会婦人部の集金人の氏名及びその集金人の夫の勤務先を憶えているなど、当時の状況を

詳細に記憶している上、当時、近所に住んでいたとする申立人の知人は、その集金人について、「その人は当時、保険料を集金していた。」と証言していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、当委員会において申立人の口頭意見陳述を行ったところ、申立人は、国民年金制度発足当時の広報活動、国民年金保険料の納付状況及び国民年金手帳について具体的かつ鮮明に記憶していることが判明した上、自分の国民年金の記録について調べるために、数年前から何度も社会保険事務所（当時）及び区役所に行き、納付記録を訂正するよう求めてきたと述べるなど、その主張には一貫性があり、信憑性<sup>びよう</sup>が高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月、同年 3 月及び平成 17 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月  
② 平成 11 年 2 月  
③ 平成 17 年 3 月

私の両親は、私が 20 歳になったため、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。私の結婚後は、私が納付書により夫婦二人分の保険料を市役所か金融機関で納付しており、納期限に遅れて保険料を納付していた期間もあるが、未納期間が無いように気を付けて納付していた。申立期間①、②及び③の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚後、申立人が納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を市役所か金融機関で納付していたと主張しているところ、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとされていることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間③について、申立人の夫の確定申告書によると、平成 17 年の国民年金保険料の申告額は、同年の夫婦二人分の納付済保険料額に申立期間③の保険料を加えた金額と一致しており、当該申告額には申立期間③の保険料が含まれていたものとみられることから、申立人は、申立期間③の保険料を納付していたものと推認できる。

2 一方、申立期間②については、申立人の夫が所属する団体の申告整理簿

によると、平成 11 年及び 13 年の国民年金保険料の申告額の合計は、当該年に係る申立人夫婦二人分の納付済保険料額を上回っていることが確認できるものの、オンライン記録によると、申立期間②の保険料は、「時効期間納付」として 13 年 5 月 8 日に還付の決議が行われ、同年 6 月 20 日に申立人に対し送金通知書が作成されていることが確認でき、行政側の記録に不備はみられないことから、当該期間の保険料は時効により納付することができず、申立人に還付されたものと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 2 月、同年 3 月及び平成 17 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月から同年 3 月までの期間、11 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 17 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 1 月から同年 3 月まで  
② 平成 11 年 2 月から同年 3 月まで  
③ 平成 17 年 3 月

私は、20 歳になったところに、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私の妻が納付書により夫婦二人分の保険料を市役所か金融機関で納付しており、納期限に遅れて保険料を納付していた期間もあるが、未納期間が無いように気を付けて納付していたはずである。申立期間①、②及び③の保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所属する団体の申告整理簿によると、平成 10 年、11 年及び 13 年の国民年金保険料の申告額の合計は、当該年に係る夫婦二人分の納付済保険料額に申立期間①及び②の保険料を加えた金額を上回っていること、及び申立人夫婦が主張するとおり、複数回にわたり過年度納付で未納期間の保険料を納付していることが確認でき、当該申告額には申立期間①及び②の保険料が含まれていたものとみられることから、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付していたものと推認できる。

また、申立期間③について、申立人の確定申告書によると、平成 17 年の国民年金保険料の申告額は、同年の夫婦二人分の納付済保険料額に申立期間③の保険料を加えた金額と一致しており、当該申告額には申立期間③の保険料が含まれていたものとみられることから、申立人は申立期間③の保険料を納付していたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年3月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職し、すぐに、市役所の支所で国民健康保険の加入手続を行い、同時に国民年金の加入手続を行った。そのとき、国民健康保険被保険者証と国民年金手帳を受け取った。その後、国民年金保険料は、集金人に納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続後、集金人に国民年金保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録及び特殊台帳によると、申立人は、申立期間後である昭和47年4月から厚生年金保険に加入する57年10月までの保険料をすべて現年度納付していることが確認できることから、その当時、申立人は保険料の納付意識が高かったと認められる。

また、特殊台帳の申立期間の摘要欄に、昭和49年1月から50年12月まで実施されていた第2回特例納付の納付書の発行を表す「附18条」の記載が確認できること、及び第2回特例納付実施期間当時、申立人と同居していたその母親は既に第1回特例納付で国民年金保険料を納付しており、申立人も特例納付制度については聞いた記憶があり、同制度を認識していたことから、申立期間当時、定期的に集金人に保険料を納付していたとする申立内容とは一致しないものの、上述のとおり、保険料の納付意識が高かったと認められる申立人が、特例納付で同期間の保険料を納付したと考えるも特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで

私は、昭和53年3月に区役所で国民年金の任意加入手続を行い、併せて付加年金への加入の申出を行った。申立期間の国民年金保険料については、54年8月に転居してしばらくしてから、国民年金の住所変更手続を行い、近隣の金融機関で納付書により納付した。申立期間の定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に転居してしばらくしてから、国民年金の住所変更手続を行い、近隣の金融機関で納付書により国民年金の定額保険料及び付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の特殊台帳によると、同年11月に国民年金の住所変更手続を行っている旨が記載されており、申立人が保険料を納付していたとする同金融機関は当時実在し、保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間前後の昭和54年7月から同年9月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、当初、未納とされていたが、申立人が所持していた領収証書により、納付済みに記録訂正されていることから、途中の申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金に対する納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4778

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月

私の夫が、結婚を契機に私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私が自宅に来ていた集金人に、既に国民年金に加入していた夫の分と併せて、2か月に一度納付していたことを記憶している。

私は、昭和59年に厚生年金保険に加入するまで欠かさず国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張については、申立人の国民年金の加入手続時期は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された手帳発行日などから、昭和39年6月ごろと推認でき、この時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、現に申立人及びその夫の特殊台帳から納付日が確認できる範囲では、夫婦は同一日に保険料を納付している上、当該年金手帳に貼付<sup>ちょう</sup>されていた「国民年金保険料代行受領証」から、昭和40年度以降も、集金人が過年度保険料を収納していることがうかがわれることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、昭和38年6月から申立期間直前の39年2月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然であることに加え、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫の申立期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立人は、加入

手続後においては、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から44年3月まで  
② 昭和48年7月から56年3月まで

申立期間①について、私は、昭和42年4月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、同年5月からの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間が未納とされていること、及び申立期間②について、48年7月から同年12月までの保険料を納付した領収書があり、50年4月からは妻と二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、60歳以降も国民年金に任意加入し、付加保険料も併せて納付している時期もあるなど、保険料の納付意識が高かったと認められる上、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその妻は、昭和50年4月以降の保険料をすべて納付している。

また、申立期間②について、申立人は、昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付した証拠として自身の所持する領収書を当委員会に提出しており、その領収書によると、金融機関による領収印が押されており、記載された国民年金手帳記号番号は相違しているものの、その手帳記号番号は申立人の手帳記号番号と酷似していることに加え、申立人の住所及び氏名が記載されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付したものと認められる。

さらに、上述のとおり、申立人の所持する領収書に記載されている相違

した国民年金手帳記号番号は行政側の誤った処理によるものであると認められ、自身の所持する国民年金手帳の手帳記号番号も、後日訂正されているものの、同様に誤った記載がされており、申立期間②のうち、昭和49年1月から56年3月までの期間についても、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定しきれない。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和42年4月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行ったと述べており、確かに申立人の国民年金手帳記号番号の払出日等から、申立人の国民年金の被保険者資格取得の処理が同年5月又は同年6月に行われたと推認されるが、その資格取得の処理は、払出簿等から申立人の届出に基づくものではなく、行政側の職権に基づく処理であることが推認されるほか、申立人の所持する国民年金手帳には、現に納付済みとなっている昭和44年度及び45年度について検認印が押されているものの、当該期間については押印が無く、オンライン記録、特殊台帳等からも、申立人が当該期間当時、国民年金保険料を納付していた形跡がうかがえない。

また、申立人は、加入手続後、昭和42年5月からの国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立期間①の保険料の納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧であり、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から58年9月まで

私は、20歳になった昭和38年\*月ごろ、勤務先の上司の勧めにより、区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、3か月に一度、集金人に納付していたが、申立期間については、郵便局の窓口で、納付書に現金を添えて保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書により郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人が保険料を納付していたとする郵便局は当時実在し、保険料の収納業務を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の特殊台帳によると、申立期間の摘要欄に過年度納付書が発行された形跡があることから、任意加入していた申立人が、申立期間の保険料を過年度納付により納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であり、その夫の標準報酬月額から、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力を十分有していたものと推認できる上、その夫は、「妻（申立人）は、国民年金に任意で加入していたので、申立期間の保険料を納付しない理由がない。」と証言しているとともに、申立期間は1回、かつ22か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した直後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったか憶<sup>おぼ</sup>えていないが、昭和 61 年か 62 年ごろ、区役所から未納がある旨の通知を受けた。そこで、当時は仮庁舎であった区役所へ行き、未納とされた国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は、既に厚生年金保険に加入した期間が 20 年であったこと、及びその妻が厚生年金保険に加入していたことから、制度上、国民年金への加入は任意とされており、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされている。しかし、申立人が所持している 2 冊の年金手帳の記載から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 60 年 7 月 11 日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人は、付加保険料の納付を申し出た 62 年 2 月の時点までは、強制加入被保険者として取り扱われていたと考えられ、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったと認められる。

また、昭和 61 年又は 62 年ごろ、区役所から国民年金の未納期間の通知があり、仮庁舎であった区役所に出向いたと述べており、同区では 61 年 6 月に仮庁舎が完成していることが確認できることに加え、申立人は 62 年 2 月に付加保険料の納付を申し出ていることが確認できることから、申立人は、61 年 6 月から付加保険料の納付を申し出た 62 年 2 月までの間に同区役所に出向いた後、未納分の国民年金保険料について、納付書の発行を受けて、61

年4月以降の現年度分の保険料と共に過年度分となる申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は1回、かつ9か月と短期間である上、申立人は、前述のとおり昭和62年2月から付加保険料の納付を開始していることに加え、国民年金加入期間における国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 4782

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から53年3月まで

私は、昭和54年1月ごろに、税理士に勧められて、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、窓口の人に、「国民年金保険料をさかのぼって納付できる。」と聞いたことから、納付書により金融機関で2年分の保険料及び加入手続を行った年度の保険料を合わせて、7万円ぐらいをまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際に未納となっていた期間の国民年金保険料を、さかのぼれる分だけまとめて金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から同年同月と推認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することは可能であった上、申立期間の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の53年4月以降の保険料額よりも安価であることから、申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間及びその直後の納付済みとなっている期間の保険料を実際に納付した場合の合計金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、前納している期間もみられるなど、保険料の納付意欲

は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ18か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 5 月に会社を退職した後、しばらくして、母親と姉から国民年金に加入するように勧められ、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、未納が無いように国民年金保険料を郵便局で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 5 月に会社を退職した後、しばらくして、その母親と姉から国民年金に加入するように勧められ、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続きが行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から 50 年 2 月ごろと推認でき、その時点では申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能である上、申立期間の保険料額については、申立期間直後の納付済みとなっている昭和 50 年度の保険料額より大半が安価であることが確認できることから、その母親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の姉は、「母親と一緒に妹（申立人）に国民年金の加入を勧め、母親が妹の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を未納が無いように納付したと聞いた。」と証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付している上、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は 1 回、かつ 23 か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私が昭和 60 年 3 月に勤務先を退職し、その後海外へ留学している間に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私の母親が、退職してから加入手続を行うまで未納となっていた分も含めて納付書により市役所の支所又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に勤務先を退職し、その後海外へ留学している間に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、退職してから加入手続を行うまで未納となっていた分も含めて国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、61 年 6 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、住民票を異動させず国民年金被保険者資格を 60 年 4 月にさかのぼって取得しているとともに、納付済みとされている申立期間直後の 61 年 4 月以降の保険料額よりも安価であることから、その母親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金に任意加入し、保険料を完納していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、その母親は、「私が、娘（申立人）の国民年金の加入手続を行い、娘が退職してから未納となっていた保険料をすべて納付した。」旨証言しているとともに、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年4月及び7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から平成6年3月まで  
② 平成6年4月  
③ 平成7年1月

私の夫は、昭和56年10月ごろに夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、転居後も、毎年4月ごろに区役所で国民健康保険料の減免手続きと一緒に、夫婦二人の保険料の免除の申請手続きを行っていた。申立期間①の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、平成6年4月から、夫婦二人のうち私だけ免除の申請を行うのをやめて、同年同月から国民年金保険料を納付するようになった。保険料については、送られてきた納付書により、毎月、金融機関で納付していたはずであり、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、申立人は、平成7年4月から同年12月までの国民年金保険料を8年2月23日に納付しており、その時点で、申立期間②及び③の保険料をさかのぼって納付することは可能である上、申立人は6年5月以降の保険料を定期的にさかのぼって納付していることが確認できることから、申立期間②及び③についても同様に保険料をさかのぼって納付していたものと推認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、その夫が昭和56年10月ごろに

夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、転居後も、毎年4月ごろに区役所で国民健康保険料の減免手続きと一緒に、夫婦二人分の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたと主張しているが、転居後の区の記録によると、その夫は平成3年12月6日に国民健康保険の加入手続きを行っていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人と一緒に免除の申請を行っていたとするその夫も、申立期間①の国民年金保険料が未納とされ、保険料の納付の免除はされていない。

さらに、申立人は申立期間を通じて同一区内に居住し続けており、同一の行政機関が、約9年もの長期間にわたって記録管理を続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年4月及び7年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年3月までの期間及び61年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで  
② 昭和61年6月

夫が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付してくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付してくれたと主張しているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に連番で払い出されており、その前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及びその夫の国民年金の加入手続が行われたのは、同年12月ごろであると推認され、i) 申立人及びその夫の39年4月から申立期間①直前の51年9月までの保険料は、加入手続が行われたと推認される53年12月ごろに、当時実施されていた第3回特例納付により納付されていること、ii) 申立人の夫の申立期間①の保険料は納付済みとされていることから、18か月と比較的短期間である申立期間①の保険料のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、1か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、自分が、申立人の国民年金加入期間中の保険料をすべて納付した旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和41年1月から同年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び49年10月から同年12月までの期間についての国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで  
② 昭和45年10月から46年3月まで  
③ 昭和49年10月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続は、亡くなった両親のどちらかが行ってくれ、私が結婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、結婚後は、遅れながらも未納が無いように、私が市役所の出張所や銀行で納付書により、その後口座振替により保険料を納付してきた。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③は、それぞれ3か月、6か月及び3か月と短期間であることに加え、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和42年4月からは任意加入もするなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立期間②及び③について、申立人は、当該期間を通じて同一市内に居住しており、申立人の国民年金保険料を支出していたその夫の職業に変更は無く、生活状況に変化があったことをうかがわせる特段の事情も見受けられない上、その夫の当該期間の標準報酬月額は、ほぼ最高等級で推移しており、申立人が当該期間の保険料を納付するだけの資力は十分であったと推認できる。

さらに、申立期間①について、申立人は、その両親のどちらかが申立人の

国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 37 年 1 月 16 日にその兄の手帳記号番号と連番で払い出されており、当該期間当時、申立人と同居していたその兄の保険料は納付済みである上、その兄は、申立人の母親が申立人及びその兄の保険料を集金人に納付していたことなどを具体的に述べており、<sup>びょう</sup>信憑性が感じられる。

加えて、申立期間②について、当該期間当時、任意加入被保険者であったものの、特殊台帳によると、昭和 45 年度の摘要欄に、第 2 回特例納付の納付書が発行されていた形跡がうかがえ、申立人が、当該期間の国民年金保険料をその納付書により納付していたとしても特段不合理ではない。

その上、申立期間③について、近接する昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が、当初未納とされていたが、申立人が保管していた領収書により、納付済みに訂正されていることから、当該期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性を否定しきれない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 1 月まで

私は、昭和 61 年 4 月に会社を退職し、妻も同年 8 月に会社を退職したので、同年 9 月に妻が区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。加入手続の際、職員から、国民年金保険料をさかのぼって納付するように勧められたので、さかのぼって納付できる月から加入手続を行った 61 年 9 月までの保険料を会社に勤めていた同年 2 月及び同年 3 月を除いて計算してもらい、妻が 20 万円ぐらいを金融機関でまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 9 月に、その妻が区役所で国民年金の加入手続を行い、過去にさかのぼってまとめて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年同月又は同年 10 月と推認でき、その時点では申立期間の保険料については過年度納付により納付することは可能であった上、その妻が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を過年度納付により納付した金額及び加入手続を行った同年 9 月までの現年度保険料の合計金額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、「国民年金の加入手続を行った際に、夫（申立人）の保険料を過去にさかのぼれる分だけさかのぼって納付したが、その時期は出産や転居が重なり出費が多く、私の退職金を充てて夫の保険料を納付したことを憶えている。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、前納している期間も確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ19か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

国民年金制度が発足したころに、母親が、私及び母親の国民年金の加入手続を行った。

その後は、母親にお金を渡し、母親が営む店に来ていた集金人に国民年金保険料及び国民健康保険料を一緒に納付してもらった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足したころに、その母親が、申立人及びその母親の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳は、昭和 37 年 3 月に発行されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できる上、申立人及びその母親の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていることから、申立人及びその母親の国民年金の加入手続が行われたのは、同年同月ごろであると推認でき、申立人の主張とおおむね一致する。

また、申立人は、その母親にお金を渡し、その母親が営む店に来ていた集金人に国民年金保険料及び国民健康保険料を一緒に納付してもらったと主張しているところ、申立人が居住している市では、昭和 37 年 7 月から、国民健康保険料徴収員が国民年金保険料の収納も行っていたことが確認できることから、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

さらに、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 37 年 3 月ごろであると推認でき、加入手続を行った昭和 36 年度の国民年金保険料が昭和 36 年 4 月までさかのぼって納付されていること、及び申立

期間に続く 38 年 4 月から厚生年金保険の被保険者となった 63 年 12 月の前月までの保険料が完納されていることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、加入手続を行った翌月である 37 年 4 月以降の 12 か月と短期間である申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人と一緒に国民年金に加入し、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間を含む、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの国民年金被保険者期間の保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4790

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 3 月、58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月  
② 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、将来のことを考えて、昭和 54 年 3 月ごろに、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、自宅に来た集金人に納付したり、口座振替により納付したりしていたと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 3 月ごろに、区役所の支所で国民年金の加入手続を行い、集金や口座振替により、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、同年同月に国民年金に任意加入していることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、任意加入しておきながら、加入当初の 1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の 2 か月と短期間である申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金に任意加入してから昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月、同年12月及び2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から53年3月まで  
② 昭和59年12月  
③ 平成元年3月  
④ 平成元年12月及び2年1月

申立期間①について、私の国民年金保険料を納付していた母親は既に他界しており保険料納付の詳細は分からないが、母親から、私が会社を退職した翌日に国民年金の加入手続を行い、年金手帳を渡された昭和53年3月までの保険料をすべて納付していたと聞いており、これからは自分で保険料を納付するように言われた。その年金手帳は現在も所持しており、そこには、初めて被保険者となった日が昭和44年11月2日と記入されている。

申立期間②から④までについては、母親から年金手帳を受け取った後、生活が苦しいときもあったが、国民年金保険料が未納にならないように頑張って納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、それぞれ1か月及び2か月と短期間であり、申立人は、昭和53年4月以降の国民年金保険料について、申立期間を除き未納は無く、平成2年2月以降は口座振替で保険料を納付するなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間③及び④の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、当該期間を通じて申立人の住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、申立人が、当該期間

の保険料も納付していたとしても特段不合理ではない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、その母親が昭和 44 年 11 月 2 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をすべて納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、その母親が、国民年金の加入手続を行ったのは 55 年 4 月と推認され、申立内容と一致せず、その時点において、当該期間の大半の保険料は時効により納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間①の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、自身が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が昭和 44 年 11 月 2 日と記載されていることから、同日にその母親が加入手続を行ったと述べているが、その日付は、加入手続日に関係なく、強制加入期間の初日までさかのぼって記入することから、加入手続日及び国民年金保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立人は、申立期間②直後の昭和 60 年 3 月に国民年金保険料の免除の申請手続を行い、同年 1 月からの保険料の免除が承認されていることが確認できる。申立期間②当時、居住していた市では、2 か月ごとの納付サイクルであり、オンライン記録でも現に申立人の保険料の納付サイクルが 2 か月ごとになっていることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたとすると、その直後である同年 1 月の保険料も納付済みとなっていると考えられ、同年 2 月から免除が承認されることになるため、当該期間の保険料は納付されていなかったものと推認される。

その上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 3 月、同年 12 月及び 2 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 8 月まで

私は、国民年金制度創設当初、社務所に出張に来ていた区役所の職員から国民年金制度の説明を受け、国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、定期的に区役所の窓口又は集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が創設されたころに、区役所の職員が出張で来ていた社務所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を区役所の窓口又は集金人に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 42 年 9 月に払い出されているものの、35 年 10 月に別の手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、加入手続を行っておきながら、申立期間の保険料を全く納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の特殊台帳及び国民年金手帳では、申立人の氏名が誤って記載されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後の国民年金保険料の収納方法及び申立期間当時の国民年金手帳の色や形状を鮮明に記憶しており、申立人が現在所持している国民年金手帳には、申立期間の国民年金手帳を返却した記載があることから、申立人の主張には信憑性<sup>びよう</sup>が認められる上、その夫は、「当時、妻（申立人）から、保険料を区役所の窓口又は集金人に納付していると聞いていた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入するなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になったときから国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間①及び②について、金額は憶えていないが、区役所の窓口で保険料を納付していたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、区役所で納付していたと主張しているところ、申立期間①及び②の前後の期間の保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所やその夫の仕事に変更は無く、生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の被保険者名簿では、申立期間が任意加入となっているが、オンライン記録上は強制加入とされている上、その被保険者名簿及び特殊台帳には、申立人の氏名が誤って記載されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間①及び②は、それぞれ 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 4794

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年9月まで

私は、昭和47年12月に会社を退職してしばらくしたころ、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料について、私は、詳しく憶えていないが、区役所や金融機関がいずれも近隣に無かったことから、自宅に来た郵便局の集金人に夫婦二人分の保険料を納付できる分だけ一緒に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来た郵便局の集金人に納付していたと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域の郵便局においては、過年度及び現年度の保険料を収納しており、その郵便局の集金人が郵便局の簡易保険料の集金の際等に、国民年金保険料を集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金の加入手続後に夫婦二人分の国民年金保険料を納付することができる分だけ一緒に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、区役所の拠出年金受付処理簿によると、昭和50年10月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち、48年7月から50年9月までの保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年10月以降の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間のうち、49年12月

以前の保険料はその納付済みとなっている保険料より安価であることから、昭和 50 年 10 月の時点において納付することは可能で、より安価な保険料を含む 48 年 7 月から 50 年 9 月までの保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できる昭和 50 年 10 月の時点では、申立期間のうち、48 年 1 月から同年 6 月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が昭和 48 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年6月1日に、同資格の喪失日に係る記録を34年11月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を32年6月から33年9月までは1万円、同年10月から34年10月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から34年11月1日まで

私は、昭和32年6月1日から34年10月31日まで、A社に勤務していた。社会保険事務所（当時）に記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無かった。同社からの就労証明及び写真を提出するので、調査の上、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が発行した就労証明及び昭和34年3月の写真から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた複数の同僚全員が被保険者となっている上、当該複数の同僚は、「申立人は、申立期間に勤務していた。申立人は、私たちと同じB職であり、同じ仕事をしていた。」と証言している。

さらに、複数の同僚がA社の従業員であったとして名前を挙げた者はすべて、同社における厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

加えて、A社の事業主は、「確認する資料は無いが、申立人もほかの職員と同様に社会保険に加入していたものと推定される。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の申立期間における標準報酬月額の記録から、昭和 32 年 6 月から 33 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 34 年 10 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無いため不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、そのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所に対して申立人に係る被保険者資格の得喪等に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 32 年 6 月から 34 年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和40年6月2日から41年2月10日までの期間について、事業主は、申立人が40年6月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年2月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のE社における同資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月2日から41年2月10日まで

② 昭和41年11月1日から44年1月1日まで

申立期間①については、高校を卒業して、A社に勤務していた。

また、申立期間②については、B社C事業所に所属し、D社でG職として勤務していた。しかし、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の同僚には記録があるので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、申立人が昭和40年6月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41年2月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行っていることが確認できる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違（昭和20年のところ、原票では21年と記載）し、基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和40年6月2日、資格喪失日は41年2月10日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であ

り、事業主は、申立人が昭和 40 年 6 月 2 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 2 月 10 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、F 社の D 社についての回答と申立人の説明する同社の所在地、業務内容、事務局長の氏名等がほぼ一致していること、及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社で G 職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、F 社によると、「D 社は、老朽化した F 社の社屋を建て替えるための資金を集めることを目的とし、関係者によって組織された任意団体である。」と回答している。

また、申立人は、当該期間は B 社 C 事業所に所属していたと申し立てているが、当時の同社の経理担当者は、「正式な規約があったかどうかは覚えていないが、従業員は、B 社 C 事業所が正規職員と認めた時点から厚生年金保険に加入していた。」と証言しているところ、当該経理担当者の入社日と資格取得日は 15 か月相違している上、同様に、複数の同僚についても約 7 か月相違していることから、同社では、厚生年金保険の加入について、従業員ごとに異なる取扱いであったことがうかがわれる。

さらに、B 社及び複数の同僚が、当時、約 3 名が G 職として勤務していたとしているものの、当該 G 職の氏名は判明せず、申立人が G 職の同僚として名前を挙げた者は、「私は事務職で、G 職ではない。」と回答している。

加えて、オンライン記録及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、当該期間において、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い上、同社も、「当方で保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書を調査したが、申立人は記載されていない。」と回答している。

また、当時の D 社の事業主は既に死亡しており、B 社及び F 社は、申立人に係る人事及び給与関係書類等を保管しておらず、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、当該期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 23 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間について、事業主は、申立人が同年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間に係る F 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月ごろまで  
② 昭和 21 年 9 月ごろから 23 年 1 月ごろまで  
③ 昭和 23 年 2 月ごろから 25 年 2 月ごろまで

私は、昭和 17 年 1 月に A 社 B 支所に入社し、同社には 20 年 6 月ごろまで勤務したが、労働者年金保険法が施行された 17 年 6 月 1 日から 20 年 6 月ごろまでの期間が厚生年金保険（労働者年金保険）の被保険者となっていない。

また、昭和 21 年 9 月ごろから 23 年 1 月ごろまでは C 社（その後、D 社に名称を変更。）に、同年 2 月ごろから 25 年 2 月ごろまでは E 社に勤務したが、これらの期間は、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）において、申立人の旧姓と同姓同名かつ生年月日が同一である者が、F 社で昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人が勤務していたと供述しているE社は、F社と事業所名称、事業内容、所在地等が極めて近似していることから、申立てに係る事業所はF社であり、申立人は同社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、前記の厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）に係る被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和23年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前記の厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）の記録から、600円とすることが妥当である。

一方、申立期間③のうち、昭和23年4月1日から25年2月ごろまでの期間については、F社は既に厚生年金保険法の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、当時の状況について照会できない。

また、当該期間においてF社の厚生年金保険被保険者となっている者から聴取しても、当該期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③のうち、昭和23年4月1日から25年2月ごろまでの期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る勤務場所や勤務内容を詳細に記憶していることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、昭和17年1月にA社B支所に入社し、同年3月にG島へ、同年6月にH国へ転勤し、20年6月に現地で召集されるまで、同社で継続して外地に勤務していたと述べているところ、労働者年金保険法においては、内地（現在の日本国内）の事業所を適用の対象とし、外地の事業所に勤務する者は被保険者とならない取扱いとなっていた。

また、A社は、終戦直後に解散して厚生年金保険法の適用事業所ではなくなっており、当時の関係資料は既に廃棄されていることから、申立人の外地勤務における労働者年金保険の取扱いについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、A社B支所で労働者年金保険被保険者となっている複数の者に、海外勤務をした同社の社員の名前を聴取したが、名前が挙がった者について、同社における労働者年金保険の被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はC社に勤務していたと述べているところ、申立人が当該期間において所属していたとみられる同社I支店は、昭和29年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、D社は既に解散しており、C社I支店において昭和29年1月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は当時の事業主を含め6名いるが、全員が死亡あるいは所在不明のため、申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 26 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 24 年 6 月から 25 年 3 月までは 6,000 円、同年 4 月から同年 6 月までは 7,000 円、同年 7 月から 26 年 5 月までは 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 2 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 5 日から 26 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社（昭和 26 年に B社に改称。現在は、C社）に 24 年 5 月 1 日から 31 年 8 月 1 日まで勤務していたにもかかわらず、同社 D 支店に勤務していた 24 年 6 月 5 日から 26 年 6 月 1 日までの記録が無い。同社 E 支店に異動した同年 6 月 1 日までは同社 D 支店に勤務していたことは間違いない。当時の俸給通知書及び辞令の写しを提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る社員台帳、申立人が提出した俸給通知書及び辞令の写し並びに同僚の供述から、申立人は申立期間において A社 D 支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険台帳（旧台帳）及びオンライン記録では、申立人は昭和 24 年 6 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、A社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日が記載されていない上、25 年 4 月 1 日及び同年 7 月 1 日に標準報酬月額の随時改定が行われたことが確認でき、これらの記録を前提とすると、申立人が 24 年 6 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を喪

失する旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 26 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和24年6月から25年3月までは6,000円、同年4月から同年6月までは7,000円、同年7月から26年5月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和35年5月1日から同年9月15日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が3万3,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和35年9月15日から同年10月22日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日（35年9月15日）及び資格取得日（同年10月22日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年9月15日まで  
② 昭和35年9月15日から同年10月22日まで

私は、昭和23年1月12日から38年9月30日まで継続してA社B事業所の管轄下にあったC所で、E職として勤務していた。勤務期間中には、転勤も無く、業務内容及び勤務形態の変更も無いにもかかわらず、申立期間②の記録が欠落しているのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

また、昭和35年5月から同年8月までの標準報酬月額が、当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と相違が無いか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録においては、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は1万8,000円と記録されているが、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、3万3,000円と記載されてお

り、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が3万3,000円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、A社B事業所を承継したD社が提出した労働者名簿及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚は、「申立人は、当該期間も含め業務内容・勤務形態は同じであり、休暇取得又は病気療養したというような特別な事情は無かった。」と述べており、当該複数の同僚は当該期間においてもA社B事業所における被保険者資格が継続している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において250名の記録を確認したところ、当該期間とほぼ同時期において被保険者期間が欠落している者は2名のみである上、当該2名は、既に死亡又は連絡が取れず、欠落期間の理由を聴取することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和35年8月及び同年10月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年11月30日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日（21年11月30日）及び資格取得日（同年12月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を240円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年2月19日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年2月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和32年2月19日から同年3月1日まで

夫は、昭和19年10月1日から36年1月4日までA社に継続して勤務していたが、ねんきん特別便の記録によると、21年11月30日から同年12月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また同様に、同社D事業所から同社E事業所へ転勤した時の32年2月19日から同年3月1日までの記録が欠落しているので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社が保管している申立人の職員原簿から、申立人がA社C事業所に昭和17年10月1日に採用され、兵役を除隊後の21年11月15日にF係員として同社C事業所に復職し、27年7月1日に同社D事業所に異動していたことが確認できる。

また、同僚は「終戦後の昭和 21 年初めごろから寮に入っていたところ、申立人が G 国から戻り、入寮してきた。自身が結婚して退寮する 23 年まで一緒だった。」と証言している。

これらのことから、申立人は当該期間に A 社に勤務していたことが認められる。

一方、年金事務所において、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が 2 冊保管されているところ、更新前の被保険者名簿においては、申立人の同社 C 事業所における資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 21 年 11 月 30 日と記載されているが、更新後の名簿においては、資格取得日は 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 27 年 7 月 1 日と記載されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においては、資格取得日は 19 年 10 月 1 日、資格喪失日は 21 年 11 月 30 日とされ、再度同年 12 月 1 日に資格を取得している旨が記載されており、それぞれが異なった記載内容となっており、同社 C 事業所における申立人の被保険者記録が適切に管理されていたとは言い難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日(昭和 21 年 11 月 30 日)及び資格取得日(同年 12 月 1 日)に係る記録を取り消すことが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 事業所における昭和 21 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から 240 円とすることが妥当である。

申立期間②について、B 社が保有している申立人の職員原簿に記載された職歴及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は A 社に継続して勤務し(昭和 32 年 2 月 19 日に、同社 D 事業所から同社 E 事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社 E 事業所における昭和 32 年 3 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 4604

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年6月1日付けでA社からB社に出向したが、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月31日とされており、被保険者期間に欠落が生じている。

A社の人事記録を提出するので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社の人事記録から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し(昭和42年6月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を昭和42年6月1日として届け出るべきところを誤って同年5月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 37 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、A社B支店の事業主は、申立人が同年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 5 月 21 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 5 月 21 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日まで  
ねんきん特別便の記録によると、A社に勤務していた昭和 28 年 8 月 1 日から 39 年 7 月 31 日までの期間のうち、同社B支店に勤務していた 37 年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が 1 日相違している昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 1 日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人とA社で一緒に勤務したことがある同僚は、申立人が、同

社B支店に業務で応援に行っていたことがある旨を供述している。

さらに、上記被保険者原票の厚生年金保険被保険者番号は、申立人がA社で新規に厚生年金保険被保険者資格を取得した時に払い出された番号と同一番号である。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、A社B支店の事業主は、申立人が昭和37年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和37年5月21日から同年7月1日までの期間について、申立人の供述内容は具体的であり、信憑性が認められること、及び同僚が、「申立人は、一時、A社本社から同社B支店に応援に行っていた。」と供述していることから判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年5月21日に、同社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の被保険者原票の昭和37年7月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川厚生年金 事案 4606

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和32年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和32年7月1日にA社C支社に採用され、同年11月1日付けで同社本社に転勤し、定年まで勤務した。しかし、同年10月21日から同年11月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録カード及び雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年10月21日に、同社C支社から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和32年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和32年11月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年10月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の支給額に比べ少ないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、平成11年11月1日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって引き下げられている上、A社に勤務していた同僚14名についても、同日付けで6名が9年10月1日に、2名が10年10月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正され、1名は11年4月15日にさかのぼって20万円に訂正されていることが確認できるとともに、同年4月6日付けで1名が9年9月1日に、4名が同年10月1日にそれぞれさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持している平成9年10月分から12年7月分までの給与明細書から、申立人は申立期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、当時のA社の総務部長は、「申立期間当時は、資金繰りが苦しく、給料の遅配や税金の滞納、ビル賃貸料の未払が常態化し、資金繰りに苦労していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 11 年 11 月 1 日付けで行われた訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている、申立人の 9 年 10 月から 12 年 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年7月26日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められることから、A社に係る平成19年7月10日の標準賞与額に係る記録を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月26日から同年8月1日まで  
② 平成19年7月10日

オンライン記録では、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成19年7月26日になっているが、同年7月31日まで勤務していた。

会社に健康保険厚生年金保険資格等取得・喪失連絡票の資格喪失日を平成19年8月1日に訂正してもらい国民年金の加入手続を行ったが、ねんきん特別便によると資格喪失日が同年7月26日のまま訂正されていない。同年7月分の給与及び同年7月支給の賞与からも厚生年金保険料は控除されているので、資格喪失日及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の退職証明書から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、厚生年金保険料を当月に控除していると回答している

ところ、申立人が所持している平成 19 年 7 月分の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

さらに、事業主から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿から、申立人は、平成 19 年 7 月の厚生年金保険料が控除されていること、及び同年 7 月 10 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、申立期間②については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞与額については、上記の所得税源泉徴収簿から、申立期間①は 16 万円、申立期間②は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主の申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、申立期間①については、事業主は、申立人が平成 19 年 7 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったと述べており、申立期間②については、事業主から申立人が同年 7 月 26 日に被保険者資格を喪失した旨の届出が行われたことから、同年 7 月 10 日に支給された 17 万円の賞与記録が取り消されたことがオンライン記録により確認でき、A社の同年 8 月分の社会保険料等の増減内訳書から、当該期間の保険料がその後に納付されるべき保険料に充当されていることが確認できる。これらのことから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月5日は9万6,000円、18年7月5日は20万円、同年12月5日は30万円、19年7月5日は40万円、同年9月5日は40万円、同年12月5日は29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月5日  
② 平成18年7月5日  
③ 平成18年12月5日  
④ 平成19年7月5日  
⑤ 平成19年9月5日  
⑥ 平成19年12月5日

私は、平成17年10月にA社に入社して以来、継続して勤務している。勤務期間の厚生年金保険の記録のうち、同年12月の賞与、18年7月の賞与、同年12月の賞与、19年7月の賞与、同年9月の賞与及び同年12月の賞与の記録が欠落している。賞与の明細書では、厚生年金保険料が控除されているので、調査し記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準賞与額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与

額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成 17 年 12 月 5 日は 9 万 6,000 円、18 年 7 月 5 日は 20 万円、同年 12 月 5 日は 30 万円、19 年 7 月 5 日は 40 万円、同年 9 月 5 日は 40 万円、同年 12 月 5 日は 29 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に賞与支払届の提出を行わなかったため、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、訂正の届出を行ったと回答していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和46年5月1日から同年7月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和46年10月1日から同年12月26日まで  
私は、昭和46年5月1日から同年6月30日までの期間、A社で勤務していた。また、同年10月1日から同年12月25日までの期間、B社で勤務していたが、この2社に勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の勤務経歴のメモがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で生年月日が同じ者が昭和46年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に同資格を喪失している基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人と同姓同名で生年月日の同じ者の被保険者番号に、申立人に申立期間以前に払い出された被保険者番号が併記されていることから、上記の記録は申立人の記録と認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年5

月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票の記録から、3 万 9,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、申立人の記憶、職務経歴メモ及び同僚の証言から、申立人は B 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚は、「申立人は短期間の勤務であった。C 業界は最初の 3 か月ぐらいは厚生年金保険に加入させなかった。私も同様に入社後 4 か月経過してから厚生年金保険に加入できた。」と述べている上、B 社の当該期間当時の社会保険担当者は、「当時の C 業界は人の出入りが多く、3 か月経過を確認してから厚生年金保険等の社会保険に加入させていた。」と述べていることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえ、申立人についても同様の取扱いがなされたものと考えるのが自然である。

また、当該期間において、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料を所持していない。

さらに、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できず、このほかに申立人が当該期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月30日から同年11月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、46年7月に同社の後継事業所であるB社を退職するまでの期間について、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社は、申立人の初任給算定票及び退職者名簿から、申立人の在籍期間について「昭和41年4月1日入社、46年7月31日退職」である旨の回答をしていることから判断すると、申立人はA社及びB社に継続して勤務し（昭和41年11月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間より前の昭和41年10月30日まで厚生年金保険の適用事業所としての記録があり、申立期間において適用事業所の記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であるところ、同日に同社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した

41 名がすべて B 社の新規適用日である同年 11 月 1 日に同社に係る被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 社は申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成15年12月26日の標準賞与額に係る記録を30万6,000円に、16年12月28日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日  
② 平成16年12月28日

オンライン記録によると、A社で支給された平成15年12月及び16年12月の賞与額の記録が、実際に支給されていた賞与額と異なるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成15年12月26日及び16年12月28日の賞与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15年12月26日は30万6,000円、16年12月28日は30万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、申立期間当時の元事業主は資料が残っていないため不明としているが、厚生年金基金の記録もオンライン記録と同額であることから、事業主がオンライン記録どおりの標準賞与額を届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知は行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月1日から16年1月1日まで

会社が倒産したこともあり厚生年金保険が気になっていたところ、届いたねんきん定期便をみると、平成15年10月から同年12月までの標準報酬月額が前後の期間に比べて低くなっていることに気が付いた。標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する41万円と記録されていたところ、平成15年12月24日付けで同年10月1日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の申立期間における厚生年金保険被保険者104名中、申立人を含む83名の標準報酬月額がさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所(当時)において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持している給与明細書から、訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、滞納処分票により、A社が申立期間において、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、当初事業主が社会保険事務所に届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年10月1日まで  
昭和55年10月から56年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は8万円となっているが、私の所持している給与明細書では30万円以上の給与が支給されているので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は8万円と記録されている。しかし、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和55年10月1日の定時決定において、標準報酬月額は38万円と記載されていることが確認できる。

また、事業主は、現在、給料は当月締めで当月払いであり、申立期間も同様であったと推認できると回答しているところ、申立人が所持している給与明細書をみると、昭和55年12月から56年9月までの支給額は35万円以上となっている上、控除されている厚生年保険料は、38万円の標準報酬月額に見合っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を38万円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、20歳になった平成元年\*月ごろに、父親に勧められたので、母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、すべて母親が納付しており、申立期間の保険料も母親が納付してくれたはずである。

申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成元年\*月ごろに、その父親に勧められたので、その母親と一緒に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、3年9月に払い出されていることが確認でき、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後の平成3年4月から同年9月までの保険料が、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年同月にまとめて納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、その母親が、申立人の保険料の納付を始めたのは、当該期間の保険料からであると考えるのが自然である上、口頭意見陳述を実施した結果においても、その母親が、申立期間の保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、申立期間当初の平成元年\*月から4年3月までは、専門学校で学生であったとしていること、及び3年4月からは、学生も国民年金の強制加入被保険者とされていたことから、申立期間は、国民年金の任意

加入期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年9月の時点では、元年\*月までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできず、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であったと推認される。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年12月まで

私は、平成元年の初めごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、その時点でさかのぼれる期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したが、それとは別に、いつかは分からないが、保険料の未納通知が届いたので、両親が昭和61年12月より前の分として、区役所でまとめて納付してくれたということを聞いた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと述べているが、申立人の保険料を納付したとするその両親は、金額については記憶があるものの、未納通知が届いた時期やその保険料を納付した時期等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは平成元年2月ごろと推認され、その時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない上、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、出生時から手帳記号番号の払い出された時期を通じ、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4797

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 62 年 6 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に結婚し、区役所に婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、送られてきた納付書を使用して区役所で納付した。現在所持している国民年金手帳に記載されている住所は、結婚後の区内での転居先の住所になっており、結婚当初の住所の記載がないので、転居前の住所が記載された別の年金手帳がもう 1 冊あったと思う。

その後、ほかの市に転居し、住所変更の届出を行った際、国民年金手帳の申立期間の国民年金記録欄の一部を消され、新たに記録を書き直されたが、そのことにより国民年金保険料の納付記録を削除されたに違いない。これほど長期間にわたって保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 12 月の結婚を契機に国民年金に加入して、国民年金保険料の納付を開始したと主張している。しかし、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の加入手続時期や保険料納付開始時期などから、平成元年 8 月から同年 10 月までの間と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立期間の前後を通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も認められない。

さらに、申立人は、前述のとおり平成元年 8 月から同年 10 月までの間に国

民年金の加入手続を行っていることが推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料については、時効により納付することができないことから、さかのぼって納付することが可能な昭和 62 年 7 月から保険料の納付を始めたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金手帳の国民年金の記録欄を書き直されたときに納付記録が消されたと主張しているが、当該記録欄を書き直すことにより納付記録が消えるとは考えにくく、納付記録が消えたことをうかがわせる形跡も認められない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述によっても新たな証言や証拠を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年3月までの期間、58年4月から59年10月までの期間及び平成11年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年12月から54年3月まで  
② 昭和58年4月から59年10月まで  
③ 平成11年3月から同年8月まで

私の父親は、私が20歳になったところに、私の国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、父親が郵送されてきた納付書により納付した。申立期間②については、私が大学を卒業後、国民年金の再加入手続を行い、郵送されてきた納付書により保険料を納付した。申立期間③については、私が会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、納付書により金融機関で保険料を納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていること、及び申立期間③が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その父親は申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶が定かではなく、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人の所持する年金手帳の国民年金の住所欄には、申立期間②後に転居した先の住所が記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日から、平成7年ごろに払い出されていることが確認できることから、当時、当該期間は未加入で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

い。

さらに、申立期間③について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書により当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、切替手続きを行った形跡は無く、オンライン記録によると、当時、申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われていたことが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間③は、平成9年1月の基礎年金番号制度の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無い上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から53年12月まで

私は、昭和49年9月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、私が、郵便局又は銀行で納付したと思うが、納付時期や納付金額については憶えていない。

申立期間の国民年金保険料が未納又は国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、郵便局又は銀行で納付したと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、54年1月ごろであると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない。

また、加入手続が行われたと推認できる昭和54年1月の時点では、申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている上、申立期間の保険料の納付時期や納付金額等についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に、その当時申立人が居住していた区において払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、オンライン記録では、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされていることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4800

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、父親に勧められて国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者になる昭和 61 年 3 月まで、国民年金保険料を口座振替で納付していた。59 年 6 月に任意加入被保険者の資格喪失の手続をした記憶は全く無く、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、任意加入被保険者の資格喪失手続を行った記憶も無く、当該手続を行う理由も見当たらないと主張している。しかし、申立人の任意加入被保険者の資格喪失日については、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録の双方とも昭和 59 年 6 月 1 日とされていることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市が作成した国民年金納付記録においても、申立期間は未加入期間とされていることから、昭和 59 年 6 月に申立人の被保険者資格喪失手続が行われたと考えるのが合理的であり、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4801

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、時期や場所については定かではないが、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料については、父親が納付書により金融機関で納付した。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続を行ったとするその父親は、国民年金の加入手続についての記憶が定かではなく、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、自身の年金手帳について、昭和 61 年 4 月に就職して厚生年金保険の被保険者となった際に発行されたものであるとしている上、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その父親が申立期間当時に作成したとする大口支出明細を記載した冊子を保管しており、その明細には、一人分の申立期間の国民年金保険料額が記載されているものの、当時、申立人の母親は国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる上、申立人の父親はその保険料を納付していたことを記憶していることから、当該保険料額は申立人の母親の保険料と推認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4802

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月ごろ、私は国民年金の制度が発足したことを知り、国民年金の加入手続を区役所で行った。その際発行された水色の国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、納付時期、金額、まとめて納付したかどうかなどについて具体的な記憶は無いが、私が納付したはずである。今回、年金手帳に貼<sup>は</sup>ってある領収書の期間とその直後の 1 年分の記録が無いことに気付いた。申立期間の保険料が未納又は全額免除とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間について、一括納付したことを示す領収書を所持していることから、当該期間の国民年金保険料を納付したと主張している。確かに、申立人の所持している「納付書・領収証書」については、「附則第 13 条」の略称と考えられる「⑬」の記載や金額から、45 年 7 月から 47 年 6 月までの期間に実施された第 1 回特例納付用のものと考えられる。

しかし、当該納付書を用いて国民年金保険料を納付した場合、申立人の手元に残らないはずの「領収控」（金融機関が保管）及び「領収済通知書」（社会保険事務所（当時）が保管）の 2 枚が切り取られずに 3 枚綴りのまま残っており、3 枚共に金融機関等の領収印が全く押されていないことから、保険料の納付に使用されたとは考えにくく、当該納付書をもって申立人が当該期間の保険料を納付したものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料の免

除期間についても、保険料を納付していたと主張しているが、免除の申請をせずに保険料を納付したのか、免除の申請が承認された後に、保険料の追納を行ったのか定かではないなど、具体的な記憶が曖昧であり、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人はその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたかについては定かではないとしているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されていることに加え、特殊台帳の記録では夫婦の保険料の納付日はすべて一致しており、その夫も申立期間について未納又は全額免除期間とされているなど、申立人と同一の記録であることを考え合わせると、申立人のみが申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4803

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、就職した会社で厚生年金保険に加入できなかったため、昭和 46 年ごろに、母親が、区役所で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

その後、母親が、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ごろに、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和 52 年 4 月ごろであると推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人の手帳記号番号は、51 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 4804

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から55年3月まで

私は、20歳になった昭和52年\*月ごろに、私の父親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。申立期間の国民年金保険料について、納付方法等は具体的に分からないが、当時、私は学生であったことから、父親が納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年\*月ごろに、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人の所持する年金手帳について、昭和55年4月に就職して、厚生年金保険の被保険者となった際に交付されたものとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿によると平成3年4月に払い出されていることが確認でき、オンライン記録も申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、申立人は申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 4805

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 43 年 3 月までの期間、44 年 4 月から 45 年 8 月までの期間、47 年 2 月から 48 年 12 月までの期間及び 49 年 7 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 40 年 3 月まで  
② 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで  
③ 昭和 44 年 4 月から 45 年 8 月まで  
④ 昭和 47 年 2 月から 48 年 12 月まで  
⑤ 昭和 49 年 7 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 53 年 2 月に国民年金に加入し、36 年以降の未納であった国民年金保険料として、毎月約 1 万円から 2 万円ずつをさかのぼって約 2 年間にわたって納付しており、その合計額は約 20 数万円に及ぶ。当時の区の担当者から、「今後も納付を続ければ、40 年を満たす。」と言われた記憶がある。保険料を納付したときの領収書が束になるほどであったが、年金支給が始まった後に処分してしまったので、今となっては、証明することはできない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 2 月ごろから過去の未納であった国民年金保険料について、毎月 1 万円から 2 万円ずつを約 2 年間にわたって納付し、その合計額は約 20 数万円に及ぶと述べている。しかし、申立人が納付していたとする額は、同年 7 月から 55 年 6 月までの期間に実施されていた第 3 回特例納付を併用して保険料をさかのぼって納付していた場合の実際の金額を大きく下回り、申立内容と一致しない上、36 年 4 月から同年 12 月までの特例納付した保険料、51 年 1 月から 53 年 1 月までの定額保険料及び同年 2 月から別の区へ転出する 55 年 3 月までの付加保険料と定額保険料を合計すると、申立

人の主張する額に見合う額となることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人は、昭和 53 年 2 月当時住んでいた区において、国民年金加入手続を行い、同年同月からの付加保険料を含む国民年金保険料の納付を開始するとともに、その時点で、さかのぼって納付が可能な 51 年 1 月から 53 年 1 月までの保険料について、過年度納付を開始しており、さらには、同年 7 月に 36 年 4 月から同年 12 月までの保険料を特例納付している。これらの過去の保険料について一連の納付を行った理由は、当時、同区において、申立人の過去の厚生年金保険及び国民年金の加入記録を把握できず、申立人が 53 年 2 月から 60 歳に到達する前月の平成 12 年\*月まで保険料を欠かさず納付し続けたとしても、老齢年金の受給資格期間を満たせないと判断していたため、申立人に対して、受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮した過年度納付及び特例納付を助言していたことによるものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4806

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私の、昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料は還付された記録になっているとのことだが、私にはその記憶が無い。還付されたとする保険料額9,900円は、その当時の私には大金で、還付されたとすれば必ず憶えているはずだ。年金事務所で、その証拠である特殊台帳というものを見せられたが、私が還付金を受け取ったというサインがあるわけでもなく、このようなものが還付の証拠だと言われても到底納得できない。

申立期間の国民年金保険料が還付されたことにより、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が還付された記録になっていることについて、還付されたとするその保険料額は、当時の申立人にとって大金で、還付されれば必ず憶えているはずと主張している。

申立人の特殊台帳には、申立期間の国民年金保険料相当額9,900円が「徴収決定外誤納」を理由として昭和56年8月に還付された記載があること、申立期間を含む54年4月から同年9月までの保険料が過年度で納付され、その納付月が8月と記載されていることから、申立人は申立期間の保険料を56年8月にいったん納付したが、納期限より2年を経過した期限後の納付であることが判明し、当該期間の保険料相当額9,900円が申立人に還付されたものと考えても不合理ではないことに加え、特殊台帳に記載された金額9,900円は、当該期間の保険料相当額と一致していることを考え合わせると、還付対象となる保険料納付済期間、還付期間及び還付金額について不自然さは見当たらず、還付は正当に行われたと認められる。

また、申立人は、年金事務所において特殊台帳に当該還付の記載があることの説明を受けたものの、当該台帳には申立人が還付金を受領した旨のサインが無いことなどを理由に、そのような台帳の存在では、還付されたことを認めることはできないと述べている。しかし、国民年金保険料還付事務に当たり、被保険者が還付金を受領したあかしとして、被保険者にサイン等を求める旨の規定は無く、特殊台帳によって還付を正当とすることに納得がいかない旨の申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について還付された記憶は無いという主張に終始し、申立期間当時の保険料の納付状況等、申立人に申立期間の保険料が還付されなかったとする主張について具体的な供述は得られず、単に「還付された記憶は無い。」という主張のみをもって、還付が正当に行われなかったと考えることは困難である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から53年6月までの期間、55年3月から56年6月までの期間、平成元年8月から3年3月までの期間、同年7月、同年9月、同年12月、4年3月から同年4月までの期間、同年6月、5年7月、同年10月、同年12月及び6年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から53年6月まで  
② 昭和55年3月から56年6月まで  
③ 平成元年8月から3年3月まで  
④ 平成3年7月  
⑤ 平成3年9月  
⑥ 平成3年12月  
⑦ 平成4年3月から同年4月まで  
⑧ 平成4年6月  
⑨ 平成5年7月  
⑩ 平成5年10月  
⑪ 平成5年12月  
⑫ 平成6年2月

私は、昭和51年10月に会社を辞めた後、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、市役所及び郵便局で申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。

その後、私は、次の会社を昭和55年3月に辞めてから半年後に市役所で国民年金の加入手続を行い、窓口で、「ここまではさかのぼって納付できる。」と言われたので、さかのぼれる期間の国民年金保険料の一部を、手持ちのお金からまとめて納付し、残りの分及び加入手続後の保険料は、後日納付書で市役所及び郵便局で納付した。

その後、平成元年8月に次の会社を辞めた後、1か月以内に区役所の出

張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間③後の国民年金保険料を、継続的に区役所の出張所及び郵便局で納付していた。

申立期間①については母親が、申立期間②から⑫までについては私が、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未加入、申立期間③から⑫までの保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、直接関与しておらず、同期間の加入手続を行い保険料を納付したとするその母親は、加入手続の時期等を憶えておらず、保険料の納付の時期や場所等についても分からないと述べるなど、同期間当時の加入状況及び納付状況について不明である。

また、申立人は、昭和51年10月に会社を辞めた後、その母親が市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続時期は、平成4年7月ごろと推認され、申立内容と合致せず、その時点においては、申立期間①、②及び③の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同期間の保険料を納付するためには申立人に別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の未納及び未加入期間は十数箇所にも及び、これだけの回数<sup>おほ</sup>の事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考えにくい上、申立期間③当初である平成元年8月から平成7年度までの間は、納付済みとなっている期間はすべて過年度納付されており、このうち収納日を確認することができる期間はすべて時効直前に過年度納付されているなど、申立人が、時効直前に国民年金保険料を納付しようとしたものの、この期間に属する申立期間③から⑫までについては、時効が成立してしまい、納付することができなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年9月まで

私は、平成3年6月に会社を退職した際、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。9年6月に、次の会社を退職した際も、同様に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してきたはずである。私は、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずとしているが、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関する申立人の記憶は曖昧であり、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人に対し、平成9年1月に付番された基礎年金番号とは別の基礎年金番号が払い出されたことにより申立期間の国民年金保険料が納付された可能性も精査したが、申立人は、20歳になったときから当該期間を通じて、同一区内に居住しており、別の基礎年金番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4809

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成8年3月まで

私は、昭和56年10月ごろに夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、転居後も、毎年4月ごろに区役所で国民健康保険料の減免手続きと一緒に、夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていた。申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月ごろに、夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、転居後も、毎年4月ごろに区役所で国民健康保険料の減免手続きと一緒に、夫婦二人の国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていたと主張しているが、転居後の区の記録によると、申立人は平成3年12月6日に国民健康保険の加入手続きを行っていることが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人と一緒に免除の申請手続きを行っていたとするその妻も、昭和60年4月から平成6年3月までの期間について、国民年金保険料が未納とされ、保険料の納付を免除されていない。

さらに、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住し続けており、同一の行政機関が11年の長期間にわたって記録管理を続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年3月まで

私は、会社を退職したため、平成2年1月ごろに、現在所持している年金手帳を持参し、市役所で、私の国民年金の加入手続及び妻の国民年金被保険者種別変更手続を国民健康保険の加入手続と一緒にに行った。国民年金保険料については、妻が、納付書で私と妻の二人分を一緒に納付したはずである。申立期間について、一緒に納付していた妻は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年1月ごろに、現在所持している年金手帳を持参し、市役所で、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その年金手帳に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号は、7年4月ごろに払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上述のとおり、平成7年4月ごろに払い出されていること、及び申立人の2年4月の国民年金の被保険者資格喪失日及び7年3月の被保険者資格取得日は、同年4月に追加されていることがオンライン記録により確認できることから、元年12月の被保険者資格の取得も7年4月に行われたものとするのが合理的であり、同年同月時点まで、申立期間は、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から同年 2 月までの期間及び同年 3 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 1 月から同年 2 月まで  
② 昭和 44 年 3 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 12 月 31 日付けで勤務していた会社を退職した際、総務課の職員から、「退職日の 12 月 31 日は、行政機関が休みのため、年明けに必ず国民年金の加入手続をすること。」と言われたため、44 年 1 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、水色の国民年金手帳が交付されたことを記憶している。申立期間①の国民年金保険料については、当初、1 か月分 300 円ぐらいを市役所の窓口で納付した。申立期間②の保険料については、保険料額や納付方法については詳しく憶<sup>おぼ</sup>えていない。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 12 月に会社を退職した後、44 年 1 月に当時居住していた地域の市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された任意加入者の資格取得時期から、申立人は、平成 3 年 5 月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないほか、申立期間②は未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間①及び②は合わせて 207 か月にも及ぶ上、申立人は、申

立期間内に異なる市区町村に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4812

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年7月までの期間及び43年12月から45年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から41年7月まで  
② 昭和43年12月から45年2月まで

申立期間①について、私の父親は、私が学生であった昭和39年8月ごろに、新聞に掲載された障害年金又は学生の加入促進の記事を見たことを契機に、町役場で私の国民年金の加入手続を行い、町役場で国民年金保険料を納付していた。

申立期間②について、私の父親は、私が昭和43年12月に病気で会社を退職後すぐに、町役場で私の船員保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②が未加入で、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が昭和39年8月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、43年12月ごろに申立人の船員保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、その父親から国民年金手帳を渡された記憶も無い上、申立人の加入手続等を行い、保険料を納付していたとするその父親は、既に亡くなっていることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況、切替状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の第3号被保険者の資格取得手続日から、昭和63

年5月ごろであることが推認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 4813

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から51年11月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から51年11月まで

私は、昭和39年1月ごろ、友人から国民年金の話聞いたことを契機に、区役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、付加保険料を含めて私が区役所又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で、定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月ごろ、友人から国民年金の話聞いたことを契機に、区役所で国民年金及び付加年金の加入手続を行ったと主張しているが、付加年金制度は45年10月から開始されている上、国民年金の話をしていたとする友人は、46年11月に国民年金及び付加年金の加入手続を行ったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、昭和51年12月に任意加入している上、申立人が所持していたとするオレンジ色の年金手帳は、49年以降に交付されたものであることから、申立期間は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は155か月と長期間に及んでおり、これだけの期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 45 年ごろに、区役所で私の夫の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が、1 か月ごとに自宅に来ていた集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたが、夫婦別々に納付したこともあったと思う。加入手続後について保険料を納付していないとは考えられず、私の申立期間の保険料は一部納付済みであるにもかかわらず、夫の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻が、集金人に1 か月ごとに夫婦二人分を一緒に納付したり、夫婦別々に納付したりしていたと主張しているが、申立人が居住していた市では、当時、保険料の納付は3 か月ごとであったこと、及び申立期間のうち、夫婦二人分の保険料を別々に納付していた時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、国民年金の加入手続後から国民年金保険料を納付していないとは考えられないと主張しているが、申立人の所持する領収書によると、申立人に国民年金手帳が交付された昭和 45 年 1 月以降の期間を含む、36 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料について、申立人は、60 歳に到達した 54 年\*月に特例納付していることが確認でき、加入手続後であり保険料を納付していたとする 45 年 1 月から 47 年 3 月までの期間について、保険料が還付されていた形跡はうかがえないことから、当該期間は 54 年\*月に特

例納付により納付されるまでは未納であったと推認できることから、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、60歳に到達した昭和54年\*月に申立期間を除く未納期間について特例納付していることが確認できるが、その時点で国民年金保険料の納付済期間を合算すると、申立人の年金受給資格を得るために必要な加入月数168か月を確保できることから、当時、申立人は、年金受給資格を取得するために特例納付したものと考えるのが合理的であり、申立期間は未納期間であったものと認識していたとするのが自然である。

加えて、申立人は、国民年金手帳が交付された時期から申立期間を通じて同一市内に居住しており、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月までの期間、同年 12 月から 2 年 4 月までの期間及び 9 年 3 月から 10 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 5 月まで  
② 平成元年 12 月から 2 年 4 月まで  
③ 平成 9 年 3 月から 10 年 1 月まで

申立期間①について、昭和 63 年 4 月ごろ、私は、父親から、私の実家のある市で、私の国民年金の加入手続を行ったと言われ、年金手帳を受け取った。

国民年金保険料は、父親が納付書に現金を添えて納付してくれた。

申立期間②及び③について、私は、それまで勤めていた会社を退職し、時期や場所について憶えていないが、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

国民年金保険料は、時期や場所についてははっきりと憶えていないが、私が納付書に現金を添えて納付した。

申立期間①について、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②及び③について、私が切替手続を行い、保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、納付書に現金を添えて納付してくれたと述べているが、その父親が保険料を納付した時期、場所及び保険料額等については分からないと述べている上、加入手続後に、保険料を納付してくれたとするその父親から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立期間②及び③についても、申立人はそれまで勤めていた会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料は納付書に現金を添えて納付したと述べているが、切替手続きの時期や場所、納付時期や納付金額等を憶えておらず、当時の状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②について、当該期間当時、申立人と同住所地に住居登録をしていたその姉の国民年金手帳記号番号は申立人の手帳記号番号と近いことから、ほぼ同時期に加入手続きが行われたと推認され、その姉の当該期間の国民年金保険料も大半は未納である。

加えて、申立期間③について、オンライン記録では平成11年5月に資格記録の補正処理が行われており、現在、当該期間の前後は、厚生年金保険の被保険者期間であるものの、同年同月に同処理がなされるまでは、国民年金の被保険者資格のままであったことから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行ったとする申立人の主張と一致しない上、当該期間は、9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年4月まで

私は、申立期間当時は派遣社員として働いていたが、厚生年金保険に加入できないことが分かったので、平成7年3月ごろに、当時、Aに勤務していた夫と一緒に区役所の保険年金課に行き、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

その際、私の住民票がある実家ではなく、当時、私が居住していたマンションに国民年金保険料の納付書が送付されるように手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、送付された納付書により金融機関又は郵便局で納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、納付書により金融機関又は郵便局で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続時に、年金手帳を持参したり、新たな年金手帳を受け取ったりした記憶が無く、保険料の具体的な納付場所、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、オンライン記録でも、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 4817

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 8 月ごろに会社を退職し、自分で会社を設立したので、妻が、区役所に行き、私と妻の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。

国民年金保険料については、一括して納付すると割引があったので、加入後 5、6 年ぐらひは、年度初めに、妻が区役所で夫婦二人分の保険料を一括して納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職し自分で会社を設立した昭和 51 年 8 月ごろに、その妻が、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、54 年 11 月ごろと推認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、その時点では、申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付することとなるが、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとするその妻は、保険料をさかのぼって納付したことはないとしている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年 9 月に払い出されていることが確認でき、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料の納付金額についての記憶が定かではない上、その妻の申

立期間の保険料も未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 15 日から 35 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 9 月 15 日に A 省（現在は、D 省）B 局に採用されてから平成 6 年 4 月に退職するまで、公務員として勤務してきた。

しかし、年金記録によると、昭和 34 年 9 月 15 日から 35 年 12 月 1 日までの期間の被保険者記録が欠落しているが、当然その期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 34 年 9 月 15 日から同年 11 月 5 日までの期間について、C 局保管の人事記録により、申立人は A 省 B 局に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 省 B 局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む 74 名が昭和 33 年 9 月 15 日に被保険者資格を取得し、うち 15 名は同資格の取得日から数箇月で資格を喪失しているが、申立人を含む 59 名は、同資格の取得日から 1 年後に当たる 34 年 9 月 15 日にまとめて資格を喪失していることが確認できる。これについて、D 省 B 局の担当者は、被保険者を 1 年で資格喪失させた理由について、「当時の賃金職員の処遇を安定させるため、1 年以上継続して勤務した職員については国家公務員共済組合への加入を認めていたのではないか。」と述べている。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同僚 59 名のうち、同資格を喪失後に共済組合に加入した者は 21 名おり、その共済組合への加入状況をみると、被保険者資格喪失と同日の昭和 34 年 9 月 15 日に加入した者は 13 名いるが、その後、同年 11 月に加入した者 1 名、

35年12月に加入した者は申立人を含め4名、36年10月に加入した者1名となっており、そのほかの2名は加入日が不明となっている。これらを踏まえると、A省B局では、厚生年金保険の資格喪失後も継続して勤務した職員を、順次共済組合に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者名簿によると、A省B局は、昭和34年の国家公務員共済制度発足に伴い、同年11月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

加えて、同僚に照会しても申立期間における厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 10 月から 38 年 3 月まで  
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 6 月まで  
③ 昭和 39 年 7 月から 40 年 9 月まで  
④ 昭和 41 年 10 月から 42 年 9 月まで  
⑤ 昭和 50 年 2 月 26 日から 52 年 2 月 7 日まで  
⑥ 昭和 53 年 1 月 24 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 10 月から 38 年 3 月まではA社で、同年 4 月から 39 年 6 月まではB社で、同年 7 月から 40 年 9 月まではC社で、41 年 10 月から 42 年 9 月まではD社で、50 年 2 月 26 日から 52 年 2 月 6 日まで  
はE社で、53 年 1 月 24 日から同年 9 月 10 日まではF社で、それぞれ  
H業務をしていたが、年金記録によるとF社で勤務していた1か月しか  
被保険者期間が無いのは納得できない。申立期間①から⑥までの期間に  
ついて、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと主張しているが、  
同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を  
確認することができない。

また、オンライン記録により、A社は、厚生年金保険の適用事業所とな  
っていないことが確認できる。

さらに、申立人から氏名の挙がった事業主は、申立期間①当時に厚生年  
金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて  
いた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたと主張しているが、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、申立期間②当時の事業主夫妻は既に死亡しており、現在の事業主は、「当時の記録が無いため不明。」と回答していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間③について、申立人は、C社で勤務していたと主張しているが、上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録により、C社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間④について、申立人は、D社で勤務していたと主張しているが、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の同社における勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録により、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和44年11月1日であり、申立期間④当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人から氏名の挙がった事業主は既に死亡しており、現在のD社の会長及び古くから在籍している従業員に確認しても、申立人を記憶している者はいない。

加えて、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑤について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてE社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和54年12月1日であり、申立期間⑤当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、元同僚は、「当時は、会社が厚生年金保険に加入しておらず、私も年金は掛けていなかった。」と証言している上、オンライン記録から当該同僚の申立期間⑤におけるE社に係る厚生年金保険被保険者期間は無いことが確認できる。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間⑥について、雇用保険の記録により、申立人が当該期間においてF社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人のF社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F社の事業を継承したG社の担当者は、「関係資料を調査したが、申立人が昭和58年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したとする記録以外は見付からなかった。また、古くからいる従業員に聞いたところ、当時は繁忙期になると、応援のために短期間に各店舗を回ったため、申立人を記憶している者はいない。」と述べている。

さらに、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の控除を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 2 日まで

私は、昭和 57 年 2 月にアルバイトとしてA社（現在は、B社）に入社して、同年 4 月からは厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。58 年 4 月から契約社員として採用され 59 年 4 月 1 日まで在籍したが、その期間は保険料が控除されていたはずである。在籍中に受賞した表彰状もあり、年度と名前が記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の表彰状及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、申立期間当時、契約社員については取扱いが不明だが、アルバイト勤務の者は、社会保険に加入させていなかったと回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 名に照会したところ、その同僚は正社員であり、契約社員に係る保険料控除について証言を得ることができず、申立人はそのほかの同僚への照会を希望していないため、A社における契約社員の取扱いをうかがうことができない。

さらに、B社は、当時の人事記録や賃金台帳など厚生年金保険料の控除を確認する資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除については不明としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほかに、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年11月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)C支店D工場に勤務していた期間のうち申立期間の加入記録が無かった。夫は、同社C支店D工場に勤務していたところ、昭和20年3月に入隊し、同年8月の終戦で兵役から戻り、同年10月から復職し、21年10月末日まで同社C支店D工場に勤務し、同年11月1日に同社E工場に転勤となり、同社E工場に22年6月まで勤務した。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。  
(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和58年5月12日付け及び平成21年9月30日付けでB社が発行した在籍証明書及び申立人の妻から提出された当時の書簡の記載内容から判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店D工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社C支店D工場は適用事業所となっておらず、同社C支店も適用事業所となっていない。

また、申立人はA社F営業所が新規に適用事業所となった昭和21年11月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、同社F営業所も申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、上記在籍証明書のうち、昭和58年5月12日付け

の在籍証明書において、申立人が申立期間後の22年1月20日に同社E工場へ転勤した旨の記載が確認できることから、同社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認したが、申立期間に申立人の氏名の記載は無い。

加えて、申立人と同日にA社F営業所において、厚生年金保険被保険者の資格を取得した9名のうち、3名は、申立人と同様に、同社C支店が適用事業所でなくなった昭和20年3月14日に被保険者資格を喪失しており、申立期間において、被保険者記録は確認できない。

なお、上記在籍証明書のうち、平成21年9月30日付けの在籍証明書において、昭和20年10月1日から21年10月31日までの期間の社会保険料を納付していた旨の記載が確認できることから、B社に照会したところ、同社は、「申立人の妻の要望もあり、保険料納付の証明を書き添えたものの、確認できる書類等はなく、根拠は無いことから、保険料納付は不明である。」と回答しており、申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料がなく、ほかに厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 3 月 30 日まで  
② 昭和 57 年 1 月 30 日から同年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 59 年 6 月ごろから 60 年 4 月ごろまで

私は、昭和 52 年 12 月 1 日から 53 年 3 月 29 日まで A 社に、57 年 1 月 30 日から同年 5 月 31 日まで B 社に、59 年 6 月ごろから 60 年 4 月ごろまで C 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社の事業主及び同僚の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は連絡先が不明で証言を得ることができないほか、オンライン記録により、当該期間において A 社での被保険者記録が確認できる 7 名の同僚に文書照会したところ、5 名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

また、A 社は既に解散しており、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることができない。

さらに、同僚の一人は、「私の A 社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社日の約 6 か月後である。」と供述していることから、同社では、申立期間①当時、入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名

は確認できず、健康保険番号に欠番は無い。

申立期間②について、申立人のB社に係る勤務状況についての記憶から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、オンライン記録により、当該期間内にB社での被保険者期間が確認できる12名の同僚に文書照会したところ、4名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

また、B社は、「アルバイトや試用期間中の社員でも、原則、厚生年金保険に加入させたが、希望しない者については、加入させない取扱いもあった。」と回答しているほか、複数の同僚が、「希望しない者は、厚生年金保険に加入しないことも可能であった。」と供述していることから、同社では、申立期間②当時、本人の希望により、厚生年金保険に関する取扱いが異なっていたことがうかがわれる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番は無い。

申立期間③について、C社から提出された申立人に係る社員名簿及び退職届により、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、これら資料には、入社日の記載が無い上、記載されている退職日は、申立人が主張する退職時期と大きく異なることから、申立人がC社に勤務していた期間を特定することは困難である。

また、C社から提出された社員名簿に記載されている153名についてオンライン記録を調査したところ、同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できた者は59名であることから、同社では、当時、すべての社員について厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことがうかがえる。

さらに、C社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において確認できる厚生年金保険被保険者数は、オンライン記録で確認できる当該被保険者数と一致している上、その中に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 1 月まで

私は、昭和 63 年 1 月から平成 3 年 1 月まで、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間は厚生年金保険被保険者期間となっていないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主の氏名及び同僚の姓並びに同社の業務内容を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間にA社において勤務していた同僚及び当時の事業主の妻に申立人の厚生年金保険料控除等について照会したが、保険料控除をうかがわせる証言が得られない上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の資格の得喪の届出や保険料控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間に国民年金及びB県C市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日まで  
② 昭和 35 年 9 月 24 日から 36 年 4 月 3 日まで

私は、昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 2 日まで A 社（現在は、B 社）で勤務していたが、33 年 8 月 1 日から同年 10 月 7 日までの期間及び 35 年 9 月 24 日から 36 年 4 月 3 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の保険料控除を証明する給与明細書等の資料は残っていないが、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 8 月 1 日から 36 年 4 月 2 日までの期間、A 社で勤務していたと述べている。

しかし、複数の元同僚は、申立人の勤務期間を明確に記憶していないとしている上、B 社は、「当時の資料を保管していないため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の元社員は、「A 社には試用期間があった。」と供述している。

さらに、申立人は昭和 36 年 4 月 3 日に C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、申立人を記憶している元同僚は、「申立人が A 社を退社した後、C 社に勤務する前に、D 区にある家族経営の小規模の下請会社に勤務している申立人に会ったことがある。」と供述している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 33 年

10月7日であり、喪失日は35年9月24日であることが確認できる以外に申立期間①及び②に係るA社での厚生年金保険被保険者記録を確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月ごろから24年2月6日まで  
② 昭和24年4月6日から同年5月1日まで  
③ 昭和27年6月ごろから28年4月ごろまで  
④ 昭和29年10月ごろから30年9月ごろまで  
⑤ 昭和35年1月18日から同年2月20日まで  
⑥ 昭和36年12月19日から37年3月2日まで  
⑦ 昭和37年7月27日から同年8月3日まで  
⑧ 昭和38年5月21日から同年6月10日まで  
⑨ 昭和41年10月21日から同年12月14日まで

申立期間①について、船員手帳には、昭和23年6月7日から24年2月5日まで、A氏が所有する「B丸」に乗船した記載がある。それ以前の船員手帳を紛失してしまったが、22年5月ごろから同船舶に乗船していたにもかかわらず、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間②について、昭和24年4月6日から同年9月29日までC社（現在は、M社）に勤務しており、同社が保管する人事記録にも入社年月日として同年4月6日との記載があるのに、社会保険事務所（当時）の記録は同年5月1日資格取得となっており、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間③及び④について、昭和27年6月ごろから28年4月ごろまでの期間及び29年10月ごろから30年9月ごろまでの期間、D社が所有するO業船「E丸」に乗船していたが、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間⑤について、船員手帳には、昭和35年1月18日から同年2

月 19 日まで、F 氏が所有する「G 丸」に乗船した記載があるが、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間⑥及び⑦について、船員手帳には、昭和 36 年 12 月 19 日から 37 年 8 月 2 日まで、H 社が所有する「I 丸」に乗船した記載があるが、社会保険事務所の記録は同年 3 月 2 日から同年 7 月 27 日までとなっており、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間⑧について、船員手帳には、昭和 38 年 5 月 21 日から同年 6 月 9 日まで、J 社が所有する「K 丸」に乗船した記載があるが、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

申立期間⑨について、船員手帳には、昭和 40 年 5 月 7 日から 41 年 12 月 14 日まで、L 社が所有する各船舶に乗船した記載があるが、社会保険事務所の記録は 40 年 5 月 7 日から 41 年 10 月 21 日までとなっており、当該期間が船員保険の被保険者期間となっていない。

それぞれの期間において、各船舶に乗船していたので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の主張内容や申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に A 氏が所有する B 丸に乗り組んでいたことは推認できる。

しかし、当該期間について、上記の船員手帳に記載されている B 丸の船長、申立人が記憶する同僚及び申立人が所持する当時の写真に写っている同僚も、当該期間において船員保険の被保険者となっていない。

また、申立人が記憶する同僚に照会したが、申立人の船員保険料の控除についての証言は得られなかった。

さらに、船員手帳に記載されている船舶所有者、船長及び写真に写っている同僚は、住所不明又は死亡しており、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間②について、M 社から提供があった人事記録から、申立人の入社日が昭和 24 年 4 月 6 日であることが確認できる。

しかし、人事記録の申立人の記載のあるページに記載されている者の C 社に係る船員保険の資格取得日を確認したところ、入社日と同日に資格取得した者はおらず、入社日の数箇月後に同資格を取得していることが確認できることから、同社は入社してもすぐには船員保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、C 社に係る船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、M 社は、当時の資料が無く不明としており、当時の状況を確認することができない。

申立期間③について、申立人は、同僚について具体的に記憶していることから、申立人が当該期間にD社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、乗船していた船舶は湾内を運行していたと述べており、D社の担当者は、同社のO業船は湾内の運行を業務としており、当該期間については資料が無く不明であり、確認できる期間については船員保険の適用事業所となっていないと述べているところ、同船舶の航行区域は、船員保険の強制加入の適用除外に該当し、当該船舶は適用船舶となっていないことが確認できる。

また、D社は昭和28年6月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、申立人が記憶する同僚は、D社が厚生年金保険の適用事業所となった後の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、船員保険の被保険者記録は無い。

加えて、申立人が記憶する同僚に照会したが、回答が得られず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができなかった。

申立期間④について、申立人は、乗船していた船舶は湾内を運行していたと述べているところ、D社の担当者は、同社のO業船は湾内の運行を業務としており、当該期間については資料が無く不明であり、確認できる期間については船員保険の適用事業所となっていないと述べている上、同船舶の航行区域は、船員保険の強制加入の適用除外に該当し、当該船舶は適用船舶となっていないことが確認できる。

また、申立人は、記憶する同僚について、自身より後に入社し、自身の在職期間中において、一度も退職したことはなかったと述べているが、その同僚は昭和29年12月15日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、30年4月1日に同資格を再取得していることが確認できる。

さらに、同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、当該期間において、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間⑤について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、F氏が所有するG丸に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、申立人が保管する船員手帳には航行区域が「平水区域」となっていることから、船員保険の強制加入の適用除外に該当し、当該船舶は適用船舶となっていないことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている船長の当該期間に係る船員保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人が所持する船員手帳に記載されている船舶所有者、船長

及び申立人が記憶する同僚は、住所不明であり、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間⑥及び⑦について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、H社が所有するI丸に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、船員手帳により申立人が船長であることが確認でき、申立人を含む6名の資格取得日が申立人の資格取得日と同日となっており、H社では、まとめて同日に船員保険に加入させたものと考えられる。

また、H社に係る船員保険被保険者名簿に、船員手帳に記載のある雇入れ日である昭和36年12月19日に資格取得した者はおらず、記号番号に欠番は無い。

さらに、船員保険被保険者名簿に記載されている同僚の所在が不明の上、船舶所有者は当時の資料が無く不明としており、当該期間における船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間⑧について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、J社が所有するK丸に乗り組んでいたことが認められる。

しかし、J社は、船員保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が所持する船員手帳に船長の記載は無く、船舶所有者であるJ社は上記船員手帳に記載のある住所に現存せず、当時の状況が確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚の所在が不明であり、当該期間の船員保険の取扱い等について確認できない。

申立期間⑨について、申立人が所持する船員手帳の内容から、申立人が当該期間に、L社所有の各船舶に乗り組んでいたことは認められる。

しかし、L社で申立人と同日の昭和41年10月21日に船員保険の被保険者資格を喪失後、申立人と同日の同年12月14日にN社で同被保険者資格を取得している者が申立人を含め7名確認できる。

また、L社が保管する人事記録により、申立人の退職金の支給日が昭和41年10月20日となっていることが確認できる上、申立人と同日に資格喪失している同僚の退職金の支給日は、申立人と同日であることが確認できる。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を喪失及び取得している同僚からは、船員保険料の控除についての証言は得られなかった。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものでは

ない。

このほか、申立期間①から⑨までに係る船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から⑨までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 6 月 1 日まで

私は、A社において昭和 59 年 3 月に研修及び採用試験を受けて採用され、同年 4 月から退職した同年 7 月 25 日まで、Bの仕事をしていた。

ところが、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 59 年 6 月 1 日になっており、被保険者期間が 3 か月間欠落している。

申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月にA社に入社したと主張しているが、同社が提出したC職員名簿によると、申立人の入社日は同年 5 月 1 日と記録されており、複数の同僚に照会したものの、申立人が同年 5 月 1 日より前に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、上記のC職員名簿によると、申立人のB業務登録日は、昭和 59 年 5 月 18 日と記録されており、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、その翌月である同年 6 月 1 日であるところ、A社は、「当時、C職員については、入社後、D試験に合格し、B業務の登録をした者について、その後の業務成績により、厚生年金保険に加入させていた。それまでは、当然、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、上記のC職員名簿に記録されているB業務の登録日と厚生年金保険被保険者資格の取得日について、複数の同僚を調査したところ、いずれも、B業務の登録日の 4 か月から 6 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持して

いない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 2 月ごろから 37 年 1 月 20 日まで  
② 昭和 37 年 7 月ごろから 39 年 8 月ごろまで

私は、昭和 36 年 2 月ごろから 37 年 6 月 5 日まで A 社に勤務し、C 職として、主に D 業務などを行った。同社の従業員は 8 人ぐらいだったと思う。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、昭和 37 年 1 月 20 日に資格取得となっており、それ以前の申立期間①における記録が無い。

また、A 社を退職した後、同じ C 職として、昭和 37 年 7 月ごろから 39 年 8 月ごろまで B 社に勤務した。A 社に勤務していたころ、B 社から転職の誘いがあり、これを契機に同社に入社した。同社は、E 部、F 部、G 部の 3 部に分かれており、私は別棟の G 部にいたが、従業員は 15 名ぐらいいたように思う。

しかし、申立期間②は、B 社に勤務していた全期間であるが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した当時の写真及び複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時は、入社後すぐには厚生年金保険に加入しなかった。」と証言しており、これらの者からは、資格取得前の期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も当該期間の保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間の前年まで被保険者であった同僚は、「当時は、全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

また、同僚のうち1名は、当時、勤務していたとする複数の従業員の名前を挙げているが、そのうちの2名については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無い。

さらに、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の名前は無く、整理番号に欠落も無い。

加えて、B社は既に廃業しており、当時の人事記録及び給与関係書類を確認できない上、申立人も当該期間の厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 12 月 16 日まで  
私が A 社（現在は、B 社）に入社したのは昭和 35 年 10 月 1 日であるが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は 37 年 12 月 16 日となっているので、入社時から被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の入社の際等に関する詳細な記憶及び同僚の証言から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社では、申立期間当時、正社員のほかに雇員（準社員）という雇用形態があったと回答しているところ、当時の申立人の上司は、「申立人の入社した当時の雇用形態は雇員であった。」と証言している。

また、A 社において社会保険事務を担当していた者は、「雇員の期間は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と回答しており、雇員を経て正社員に登用された複数の同僚は、「雇員の期間は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったものと思われる。」と回答しており、当該同僚が雇員として勤務したと述べている期間については、厚生年金保険の被保険者となっていなかった。なお、当該同僚の中には、雇員であった期間に国民年金保険料の納付記録のある者も見られる。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は 8 名おり、そのうち事情を聴取できた 2 名は、入社から 5 か月後又は 2 年 5 か月後に厚生年金保険に加入したとしており、A 社では厚生年金保険の加入手続きが個人ごとに異なっていた状況がうかがわれる。

加えて、B 社が保管する申立人の社会保険台帳には、申立人の厚生年金

保険に係る資格取得日が昭和 37 年 12 月 16 日と記載されており、申立人のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほかに保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月から 49 年 3 月まで  
② 昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月まで  
③ 平成 2 年 7 月から 3 年 7 月まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社でそれぞれ正社員のF職として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録によると、これらの申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に昭和 46 年 3 月から勤務していたと主張しているが、同社は、「人事記録等は保存していないが、申立人がパート職員として勤務していたことは記憶している。また、当社の設立は、昭和 46 年 6 月である。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成 8 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 8 年 1 月 1 日に資格を取得している被保険者は、「私は、昭和 52 年 12 月から勤務しているが、事業所が厚生年金保険に加入する前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

申立期間②について、B社が提出した同社社員の入退社日が分かる決裁簿及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 3 月

31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社は、「当社では、正社員はD共済に加入させ、非正規社員は、各自で国民年金に加入してもらっている。申立人は、正社員であったので、D共済に加入させていた。」と回答している。このため、B社が所属する共済団体に照会したところ、「申立人はD共済の加入者としてE事業所で昭和49年4月1日に資格を取得し、51年3月1日に資格を喪失し、同日にB社で資格を取得し、51年4月1日に資格を喪失しており、上記期間については、同年6月24日に退職一時金として給付済みとなっている。」と回答している。

申立期間③について、C社が提出した従業員台帳により、申立人は、平成2年10月8日から3年7月31日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の従業員台帳によると、申立人の勤務形態は、1週間の労働時間が28.5時間のパート職員であった旨の記載が確認できるところ、C社は、「当社では、パート職員であっても、週の所定労働時間が30時間以上の場合には厚生年金保険に加入させていた。申立人については、当時の関係書類を保管していないが、申立人は週の所定労働時間が28.5時間のパート職員であったことから、当然、給与から厚生年金保険料は控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該期間について、国民年金の第3号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立期間①から③までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から46年11月1日まで  
② 昭和47年1月14日から同年8月1日まで  
③ 昭和49年10月1日から52年5月1日まで  
④ 昭和52年5月1日から平成元年4月14日まで

申立期間①のA社には友人の紹介により希望給与で昭和37年9月1日に入社したが、38年8月から39年9月までの標準報酬月額が3万6,000円から2万2,000円と下げられている。また、41年3月から44年10月まで約3年6か月間と長期にわたって6万円となっているが、あり得ないことである。

また、申立期間②のB社についても、入社当初の標準報酬月額が5万2,000円となっているが、全くふに落ちない。

さらに、申立期間③については、昭和49年10月1日にC社D工場に入社し、入社当初の標準報酬月額が10万4,000円となっているが、当時は多忙で毎日残業も2時間ぐらいある交代勤務だったので、実際にもらっていた給与より金額が低い。

また、申立期間④については、昭和52年5月1日にC社D工場から同社E工場に転勤になったが、同社E工場も給与額が同社D工場ほどには高くはないと思うが、実際にもらっていた給与より標準報酬月額が低いので、全くふに落ちない。

申立期間について標準報酬月額が適正であるか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「A社に希望給与という条件で昭和37

年9月1日に入社した。」と述べており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人の入社当時における標準報酬月額は、当時の最高等級である3万6,000円であったことが確認できるとともに、38年8月に標準報酬月額が3万6,000円から2万2,000円に改定されていることが確認できる。

しかし、A社の後継会社であるF社は、賃金台帳、人事記録、社会保険事務所（当時）への届出控え等の申立内容を確認できる資料を保管しておらず、保険料控除額を確認することができない。

また、標準報酬月額が下がったことについて、同僚は、「給与は年齢、学歴に関係無く、職種や実力で差があった。申立人については不明だが、入社時には基本給を高くしておいて、その後、基本給を下げた歩合給を加算するケースがあった。」と証言している。

さらに、別の同僚は、「A社はしっかりしていた。実力主義で仕事の内容で給料が変わったのだと思う。その後は仕事が増え給料が上がったと思う。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和41年3月から44年10月まで約3年6か月間と長期にわたって6万円となっていることについて、あり得ないことであると述べているが、当時の標準報酬月額の最高金額は6万円であり、申立人の標準報酬月額は当時の最高金額であったことが確認できる。

このほか、申立人は申立期間①の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、申立人の当該期間におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、そ及訂正などの不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

申立期間②について、申立人は「B社に入社当初の標準報酬月額が5万2,000円となっているが、全くふに落ちない。」と述べているが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前があるページ前後60名の入社時の標準報酬月額を調査したところ、標準報酬月額は3万3,000円から5万6,000円であり、申立人の標準報酬月額が著しく低い金額であるとは言えず、同時期入社した同僚5名の中でも申立人は、2番目に高い標準報酬月額となっていることが確認できる。

また、申立人は入社後、初めての標準報酬月額の改定が昭和47年8月に行われているが、申立人の標準報酬月額は8万2,000円増額され、当時の最高等級である13万4,000円となっていることが確認できる。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、不自然な処理が行われた形跡は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間②の保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、B社の後継会社であるG社についても、賃金台帳、人事記録、社会保険事務所への届出控え等の申立内容を確認できる資料を保管してい

ないことから、保険料控除額を確認することができない。

申立期間③及び④について、申立人は、「C社D工場に入社当初の標準報酬月額が、10万4,000円となっているが、実際のもらっていた給与より金額が低い。また、同社E工場に勤務していた期間についても実際にもらっていた給与より金額が低い。」と述べている。

しかし、申立人から提出された給与の振込額が記帳された預金通帳の写し及び昭和57年分の給与所得の源泉徴収票から、申立人の標準報酬月額を検証したところ、申立期間③及び④について、給与所得額と標準報酬月額との間に著しいかい離は認められない。

また、C社D工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に入社した20名の標準報酬月額を調査したところ、6万円から10万4,000円であり、申立人の標準報酬月額10万4,000円は最も高い金額となっていることが確認できる。

さらに、申立人の入社と同じ昭和49年10月1日に入社した者は、申立人と同様に50年8月1日に、初めての標準報酬月額の改定が行われていることが確認でき、その処理に不自然な点は見当たらない。

また、C社E工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期に入社した30名の標準報酬月額を調査したところ、申立人を含め25名に前回の改定額を下回る標準報酬月額の改定の記録があることが確認でき、他者と比べても申立人の標準報酬改定に不自然な点は見当たらない。

加えて、C社から提供された申立人に係る同社D工場及び同社E工場における被保険者資格取得時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている標準報酬月額と、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録は一致しており、同社が管理している申立人に係る社会保険被保険者原票の標準報酬月額の記録と、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録は一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までについてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から 62 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 63 年 5 月 30 日から平成 3 年 12 月 16 日まで

私は、昭和 60 年 5 月から 62 年 5 月末までの期間及び同年 8 月 26 日から平成 3 年 12 月 16 日までの期間において、A 社の海外店舗で C 職の仕事に従事していた。しかし、申立期間①及び②の D 国で勤務していた期間に係る厚生年金保険の記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社の B 店で勤務していたことは推認できる。また、申立期間②については、同社が提出した申立人の退職届から、申立人が当該期間において同社の B 店で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社は、「当時の資料等を保管していないが、当時、海外勤務者は、会社で厚生年金保険に加入することはなく、希望者は、個人で任意の国民年金に加入していた。申立人は D 国勤務であるため、A 社での厚生年金保険に加入させていない。このため、D 国の年金に加入し、当社退社に伴い帰国した後に、D 国の年金を一時金として既に受け取っている可能性が高いと思われる。」と回答している。

また、当時の経理担当者は、「海外勤務者の厚生年金保険への加入は、勤務する国によって取扱いが異なっていたと思う。」と供述しており、複数の元従業員に照会したところ、E 国で勤務していたとする者については、オンライン記録において、当該勤務期間に対応した厚生年金保険の被保険者記録が確認できたものの、D 国で勤務したとする者については、いずれ

も当該勤務期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できた。

さらに、D国で勤務したとする元従業員は、「D国で勤務していた従業員は、全員がD国の年金制度に加入し、日本の厚生年金保険には加入していなかったと思う。帰国のときに、D国の年金から一時金をもらうための書類をもらった。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和60年7月1日であり、同日より前は適用事業所ではなかったことが確認できるところ、申立期間に係る被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い上、申立人が氏名を覚えていた複数の同僚の記録も無い。

また、A社は、当時の給与関係書類を保管していない上、申立人も厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 7 月 1 日まで

私は、A社を平成元年 10 月 31 日に退職し、翌月にB社に就職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 2 年 7 月 1 日となっている。同社には 1 年近く在籍していたはずなので、確認して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された社員在籍者名簿から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記社員在籍者名簿に記載されている従業員 30 名について見ると、B社の厚生年金保険の新規適用日に加入した 5 名を除いた 25 名のうち、14 名は入社して 1 か月から 10 か月程度後に厚生年金保険被保険者資格を取得している一方で、9 名は加入記録が無いことがオンライン記録で確認できることから、同社では厚生年金保険の加入手続において個人ごとに取扱いが異なっている状況がみられる。

また、申立期間中にB社C支店に在籍していた複数の同僚は、試用期間が 3 か月から 6 か月程度あったと述べている。

さらに、同僚の一人が、試用期間中は国民年金に加入していた旨を述べているところ、当該同僚は、上記社員在籍者名簿の入社日から厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの間、国民年金保険料の納付記録があることがオンライン記録で確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から28年11月1日まで

私は、昭和23年3月1日にA社に入社し、44年8月31日に退職するまでB職に従事したが、23年3月1日から28年11月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚から、「A社は、厚生年金保険法の一部改正により、昭和28年11月1日から適用事業所となったもので、これより前の期間は厚生年金保険に加入していなかった。」との供述を得ている。

さらに、申立期間において、A社の当時の事業主に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、事業主が加入したのは、申立人及び上記同僚と同様に昭和28年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月から 62 年 5 月まで

私は、昭和 48 年から 62 年まで A 社（53 年に A 社から B 社に、55 年に B 社から C 社に名称変更。）で勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細書等は残っていないが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社発行の契約書及び C 社発行の在職証明書から、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時に勤務していた元社員 35 名に申立人について聴取したところ、回答のあった 15 名のうち 14 名は申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態についての供述を得られない上、15 名のうち 1 名は、「申立人は記憶しているが一緒に勤務したことがない。」と供述している。

さらに、上記の契約書には、申立人は嘱託社員であった旨が記載されているところ、上記の元社員の中には嘱託であったとする者はおらず、これらの者からは A 社における嘱託社員の取扱いをうかがえる供述を得ることができなかった。

加えて、A 社が加入していた D 厚生年金基金は、加入員台帳及び厚生年金基金加入員番号払出簿において申立人の加入記録は確認できないと回答している。

また、申立期間の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 24 日から 33 年 6 月 6 日まで  
② 昭和 33 年 6 月 6 日から 34 年 2 月ごろまで

私は、A社B支店の知り合いの紹介で入社し、昭和 27 年 9 月 24 日から 33 年 6 月 5 日までD職として勤務していた。

また、A社の営業休止後は、同社の関係者が設立したC社に入社し、昭和 33 年 6 月 6 日から 34 年 2 月ごろまでD業務のE職として勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚が、申立人の当時の雇用形態について、「E職だった。」と供述しているところ、複数の同僚は、「当時、社内勤務の従業員は、給料が固定給で厚生年金保険に加入していたが、E職は、給料は歩合制であり厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない上、申立人も当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、A社及びC社において被保険者記録のある同僚が、

「昭和 33 年 6 月ごろ、A 社が営業を停止したため、私を含め、多くの従業員が、間を空けずに C 社に移った。申立人も同様だったと思う。」と供述していることから、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、「C 社は、A 社の取締役等が設立した会社であった。C 社においても、従業員の厚生年金保険への加入の取扱いは A 社と同様であり、E 職については、厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

また、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立人も、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年1月1日から同年2月1日まで  
② 昭和22年4月5日から25年10月1日まで  
③ 昭和25年10月1日から26年10月1日まで  
④ 昭和26年10月20日から27年9月1日まで

私がA社及びB社に勤務していた期間のうち、一部の期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録により、A社は、昭和22年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、当該期間においては、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主及び同僚は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料もない。

申立期間②について、申立人はA社に継続して勤務していたとしているが、申立人が当時一緒に勤務していたと記憶する同僚及び事業主は、既に死亡又は連絡先不明のため、証言を得ることができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和22年4月5日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

申立期間③について、申立人はB社に勤務していたと述べている。

しかし、オンライン記録により、B社は、昭和26年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間③においては、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B社は既に解散しており、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間④について、申立人はB社に継続して勤務していたとしているが、当時の事業主及び同僚は既に死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が昭和26年10月20日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 2 月 21 日から同年 3 月 1 日まで

私は、平成 2 年 4 月に A 社に入社し、C 業務を担当した。3 年 2 月 21 日付けで同社の関連会社である B 社に転籍したが、勤務状況は変わらず、4 年 7 月の退職まで継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、A 社で平成 3 年 2 月 21 日に資格を喪失し、B 社で同年 3 月 1 日に資格を取得となっており、1 か月の欠落期間がある。同社が発行した在職証明書があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社が発行した在職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録は、平成 3 年 2 月 20 日に A 社を離職し、同年 3 月 1 日に B 社で資格を取得しており、厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

また、B 社は、「申立人は申立期間においてはアルバイト扱いであり、厚生年金保険被保険者の資格取得の届出は、申立人を正社員とした平成 3 年 3 月 1 日付けで行っている。申立人から同年 2 月の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と回答しており、同社が提出した被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書から、申立人の取得日が平成 3 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人と一緒に A 社から B 社に転籍した同僚 2 名についても、申立人と同様、平成 3 年 2 月の 1 か月について被保険者期間が欠落していることが確認できることから、同社が申立人を

含む3名を同年3月1日までは非正規社員として扱っており、厚生年金保険に加入させていなかったことが認められる。

加えて、申立人は、給与明細書等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持しておらず、申立人と一緒にA社からB社に転籍した同僚からも申立期間における保険料控除をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年6月2日まで

私は、A社（現在は、B社）に平成4年10月1日から7年1月31日まで勤務していたが、この期間のうち、4年10月1日から5年6月2日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の証言により申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は平成5年6月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、B社の事業主は、「申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人は申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月 20 日から 41 年 4 月 25 日まで  
② 昭和 41 年 9 月 13 日から 43 年 12 月 1 日まで

私は、65 歳になり、社会保険事務所（当時）で年金請求手続きをした時に、申立期間については脱退手当金が支給済みであると知った。

しかしながら、その支給日はA社を退職してから約1年後の日付であり、会社が手続きをしたとしても手続きに1年もかかるとは思えず、私自身脱退手当金の手続きを行った記憶は無く、受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱B」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず国民年金に加入していない期間が確認できることから、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 31 日まで  
父は、昭和 56 年 12 月に A 社に入社し、その後、同社のグループ企業である B 社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の写真があり、社長の次の地位で勤務していたはずなので、A 社が厚生年金保険の適用事業所になった 57 年 11 月 1 日から 63 年 12 月 31 日までの期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その所持する社内旅行の写真及び同僚の証言から、申立期間に A 社のグループ企業に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、自筆のメモで申立期間は A 社のグループ企業のうちの B 社に勤務していたとしているところ、同社に係る商業登記簿謄本の記載から、昭和 58 年 4 月 2 日から 61 年 3 月 31 日までの期間、申立人は同社で取締役となっていることが確認できるが、オンライン記録では、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間において A 社及びそのグループ企業の中で、厚生年金保険の適用事業所となっていたのは同社のみであるところ、申立人と同様に申立期間において B 社の取締役となっている 4 名のうち 3 名は、A 社においては被保険者となっていない。

さらに、A 社が加入する健康保険組合及び厚生年金基金においても、申立人の申立期間の加入記録は確認できない。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる新

規適用日の昭和 57 年 11 月 1 日から 61 年 12 月 11 日までの健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人が、同社において、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 3 年 3 月 15 日まで入社し、その後は、有給休暇を消化し、同年 3 月末日退職であった。退職月（同年 3 月分）の給料明細表から、厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることが確認できる。同年 3 月末には、A 社において B 厚生年金基金（現在は、C 厚生年金基金）に提出する退職一時金・基本加算年金選択申出書の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が被保険者期間となっていないことに納得がいかないもので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社に係る退職日は、平成 3 年 3 月末日であったと記憶しており、退職月（同年 3 月分）の給料明細表からは、厚生年金保険料が 1 か月分控除されていることが確認できる。同年 3 月末には、同社において B 厚生年金基金に提出する退職一時金・基本加算年金選択申出書の手続を行った。」と主張している。

しかし、雇用保険の加入記録、B 厚生年金基金の加入記録及び厚生年金基金連合会の年金支給義務承継通知から、申立人は、平成 3 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、C 厚生年金基金は、「退職一時金・基本加算年金選択手続に係る資料を加入員に送付するのは、資格喪失後である。当基金における申立人に係る退職一時金・基本加算年金選択申出書の処理日（受付日）は、平成 3 年 3 月 27 日と記録されている。」と回答している。

さらに、申立人が所持している平成 3 年 3 月分の給料明細表から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、A 社は、「社会保険料は

当時から翌月控除である。」と回答し、複数の同僚も「申立期間当時の厚生年金保険料は、翌月控除であった。」と供述しているところ、上記給料明細表では、1か月分のみ保険料が控除されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

私は、昭和 56 年 4 月 1 日から 63 年 3 月 20 日まで A 社に勤務していた。入社した 56 年 4 月分と退社した 63 年 3 月分の給料支給明細書で厚生年金保険料が控除されており、辞める時に会社から厚生年金保険料は どうしますかと聞かれ、金額的にはそんなに高くないので払っておきますかと言われ、お願いしますと答えたことを記憶しているが、同年 3 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった A 社入社時の昭和 56 年 4 月分及び退社時の 63 年 3 月分の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、申立人は、当該給与明細書から、同社の厚生年金保険料は当月控除であり、同年 3 月を被保険者期間として認めてほしい旨を申し立てている。

しかし、申立人は、A 社に勤務していたのは昭和 63 年 3 月 20 日までであると述べており、雇用保険及び同社が提出した社員名簿の記録から、申立人は、同日に同社を退職していることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 63 年 3 月 21 日であり、同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 12 月 30 日まで

私は、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 12 月 30 日まで A 社 B 支店に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社発行の昭和 55 年給与支払報告書から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は平成 10 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記の給与支払報告書に記載されている社会保険料等の控除額は、申立期間の直前に勤務した C 社に係る昭和 54 年分の社会保険料の控除額として記載されている額と同額であり、申立人の A 社に係る社会保険料控除額ではないことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、A 社の商業登記簿謄本により確認できる申立期間当時の取締役 1 名は、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、昭和 54 年 9 月 3 日から 56 年 7 月 21 日までの期間において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A 社から経営を譲渡された D 社は、申立期間当時の書類を保管しておらず現在の社員の中に、A 社から引き続き D 社に勤務した社員もないため、当時のことは不明と回答している上、A 社の事業主も連絡先が不明のため、供述を得ることができないことから、厚生年金保険料の控除

について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 30 日から 39 年 2 月 9 日まで

私は、A社で5年近く勤務をしていたが、経営不振で給与も遅配するようになったため、退職金ももらえないまま退職し、その後、昭和 40 年 10 月に結婚するまでは家事手伝いをしていた。会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、制度のことも知らないのに自分で請求できるはずがないため、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和 39 年 3 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4642 (事案 2256 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年11月1日まで  
② 昭和24年7月1日から同年9月1日まで

オンライン記録によると、私が、A社に勤務していた昭和21年4月から24年8月までの期間のうち、21年4月1日から22年11月1日までの期間及び24年7月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、当該期間に勤務していたことは間違いない。新しい資料等はないが、再度調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る勤務実態が確認できず、申立期間①については、同社B支店が昭和21年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び申立人の同僚の証言から、同社B支店では、多数の従業員をまとめて厚生年金保険の被保険者として22年11月1日付けで資格取得させたことがうかがえること、また、申立期間②については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日(24年7月1日)に資格を喪失している者が多数存在していることが確認できる上、申立人と同日に資格を喪失している同僚は、申立人と同様に「整理解雇による退職であった。」と供述していることのほか、申立期間における保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月8日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料は提出しておらず、申

立期間はA社に勤務していたと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 10 月 3 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 4 月に A 社 B 工場に技術職として採用され、調整及び検査の業務をしていた。それにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録は 19 年 10 月 1 日からとなっている。私は事務職ではなかったため、当該事業所が労働者年金保険の適用事業所となった 17 年 10 月 3 日以降の申立期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格取得日は昭和 18 年 2 月 1 日と記載されていること、及び 17 年 10 月 3 日から 18 年 2 月 1 日までの期間における申立人の勤務に係る詳細な記憶から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の A 社に係る厚生年金保険記号番号の払出しは、昭和 19 年 6 月 1 日（厚生年金保険開始の準備期間）であることが確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、労働者年金保険法中改正法律（昭和 19 年法律第 21 号）により新たに被保険者となった者（男子職員及び女子）であることを示す「改」の表示が確認できることから、申立人は労働者年金保険の対象者の扱いとはなっておらず、18 年 2 月 1 日には健康保険のみの被保険者資格を取得し、19 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から抽出した、

労働者年金保険被保険者資格を取得している6名（うち1名は、申立人が工作の業務についていたとして記憶していた者）に照会したところ、4名から回答があり、当該4名はすべてが申立人の調整及び検査の業務とは異なり、工作の業務等についていた者であった。なお、申立人が工作の業務についていたとして記憶していた者からの回答は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿から抽出した、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している9名に照会した結果、5名から回答があり、うち1名の男性は、「私は昭和18年4月1日から勤務し、調整や検査の業務についていた。」旨の証言をしているところ、同氏が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立人と同様に19年10月1日であり、労働者年金保険の被保険者とはなっていない。

加えて、申立人が自身と同様に調整及び検査の業務についていた同僚として記憶していた2名のうち、1名は死亡のため、1名は姓名が分からず個人を特定できなかったために照会することができなかった。

このほか、A社は、「当時どのような業務内容の者が労働者年金保険の加入対象者であったかは、資料が無いために不明である。」旨の回答をしているが、労働者年金保険法では、筋肉労働者の男子工員のみが被保険者となるとされていることから、申立人は、当時の同社の判断では、筋肉労働者ではなかったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 11 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 20 年 8 月 15 日から同年 8 月 27 日まで

私は、昭和 16 年 3 月 15 日に A 社 D 工場に入社し、同社が 20 年 10 月 1 日に解散するまで一貫して同社設計部に勤務していたが、17 年 11 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの 19 か月間と 20 年 8 月 15 日から同年 8 月 27 日までの期間が厚生年金保険の加入期間となっていない。

昭和 16 年 3 月から 20 年 10 月 1 日まで、空襲の恐怖と戦いながら昼は仕事に、夜は勉学に励んできた私にとっては納得し難いので、調査し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の業務内容等に関する詳細な記憶及び申立人から提供のあった E 大学が保管する履歴書から、申立人が A 社に昭和 16 年 3 月 30 日から 20 年 10 月 1 日まで継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日までの期間は、厚生年金保険制度発足前の労働者年金保険の適用期間であり、工場や鉱山で働く男性の肉体労働者のみを対象としていた。

申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日まで労働者年金保険の被保険者期間の記録があることから、申立期間①についても被保険者期間として認めてほしいと申立てをしているが、設計業務をしていたとする申立人が肉体労働者であったとは考え難い。

また、申立人は昭和 17 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得しているものの、その 4 か月後には同資格を喪失しているところ、A 社 C 工場に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前が記載されている同じページに記載されている複数の同僚も、申立人と同じ様に同年6月1日に被保険者資格を取得し、同年11月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険被厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険制度の発足に伴いA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同社C工場が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年8月15日（以下「全喪日」という。）に同資格を喪失したことが同社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、同年8月27日に同社D工場において、再度、同資格を取得したことが同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

また、複数の同僚も、申立人と同様にA社C工場の全喪日に被保険者資格を喪失し、昭和20年8月27日に同社D工場において、再度、同資格を取得していることが同社D工場に係る被保険者名簿から確認できる。

さらに、申立人及び同僚に係る上記厚生年金保険被保険者資格の取得手続に不自然な点は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者の記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 28 日から 31 年 2 月 21 日まで  
私は、昭和 29 年 6 月 28 日から 39 年 1 月 6 日まで、A 社で勤務していたが、年金の記録を確認したところ、申立期間の記録が欠落していることが分かった。  
しかし、前の会社を退職後すぐに臨時雇用で A 社に入社し、B 業務をしていた。記録が無いことは納得ができないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において本採用になるまでは、臨時雇用として B 業務をしており、その後の加入記録のある期間は坑外で C 業務をしていたと当時の状況を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間において A 社の経理課の職員であった者は、坑内夫、坑外夫は正社員であったが、臨時雇用は雑夫と呼ばれており正社員ではなかったと回答している。

また、申立期間において A 社の課長であった者は、B 業務をしていた者は正社員では無く臨時雇用であり、厚生年金保険には加入させていないはずであると回答している。

さらに、申立期間において臨時雇用であった同僚は、18 歳になったころに事業所から説明を受け厚生年金保険に加入したと回答しており、同氏の証言内容は厚生年金保険記録と一致している。

加えて、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、申立人が正社員となった月の昭和 31 年 2 月 21 日となっており、上記の同

僚の供述と符合する上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、厚生年金保険記号番号払出簿及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録はすべて一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 4646 (事案 2290 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 26 日から 49 年 11 月 1 日まで

私がA社に勤務していた昭和 48 年 5 月から 49 年 10 月までの期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と比べて大幅に低額となっている。理由が分からないので、同僚や雇用保険被保険者離職票の調査をして本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、資格取得時の昭和 48 年 5 月 26 日から同年 7 月 1 日までは 13 万 4,000 円、同年 7 月 1 日から 49 年 7 月 1 日までは 8 万円、同年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までは 14 万 2,000 円及び同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までは 13 万 4,000 円となっており、申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額と比べて大幅に低額になっていると主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日（昭和 48 年 5 月 26 日）からの標準報酬月額については 8 万円と記載されているが、昭和 48 年 7 月 1 日以降はオンライン記録と同一額が記録されており、さかのぼった訂正等の形跡は見られない。

また、申立人に係る企業年金連合会の厚生年金基金加入員台帳には、申立人の資格取得日から資格喪失日までの期間の標準報酬月額は上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載額と一致する。

さらに、申立人が自身と同様の長距離運転の勤務をしていたとして記憶している同僚 2 名の資格取得日における標準報酬月額は、1 名が 5 万 2,000 円で、もう 1 名が 6 万円であり、申立人の申立期間の 1 年目に係る

標準報酬月額である8万円は、これらの者と比べて不自然さは見られないことから、申立人は、申立期間のうち昭和48年7月1日から49年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして既に当委員会の決定に基づく平成22年3月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立期間の前後に、昭和48年5月26日から同年7月1日までの期間及び49年7月1日から同年11月1日までの期間を新たに追加し、A社に在籍していた全期間を申立期間として再申立てを行っており、申立期間当時の事情を知る同僚として氏名を掲げた者から同事業所の標準報酬月額は実際の給与の支給額と相違する旨の証言を聴取した上で、同事業所退職時に作成された雇用保険被保険者離職票により本来の給与額を特定し、標準報酬月額を訂正するよう主張しているところ、同僚は「長距離運転には手当が付いたと思う。」と証言しているが給与額については記憶が無く、申立人が求職者給付を受けたB公共職業安定所は雇用保険被保険者離職票の保存期限は5年間であると回答しており、当時の雇用保険被保険者離職票は保管されていない。

これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間のうち、今回追加された昭和48年5月26日から49年7月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間についても、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから28年ごろまで

私の夫は、昭和22年ごろから28年ごろまでA社に勤務していたと話をしていたが、オンライン記録では、その期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いとされている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間においてB地区にあったA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、A社は、現在保管されている退職者名簿等の人事関係書類を確認したが、申立人の名前を確認ができなかったと回答している上、同社の人事担当者は、B地区周辺にはA社の事業所は存在しなかったと供述している。

また、申立人の妻は当時の上司及び同僚の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態について確認ができない。

さらに、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 7 月に A 社を退職後、同年 8 月 1 日に B 社に入社し、同年 12 月 31 日に退職したが、同社の厚生年金保険の記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の総務担当者の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が勤務していたとする B 社は、オンライン記録によると、申立期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記の総務担当者は、「申立期間は、厚生年金保険への加入手続を行っておらず、保険料の控除は行っていない。」と証言している。

さらに、B 社の事業主及び上記担当者は、申立期間において、A 社と B 社の 2 事業所勤務であったと述べているところ、A 社において厚生年金保険に加入しているが、申立人は、申立期間においては、自身は A 社を退職していると述べている。

加えて、当時の B 社の事業主は死亡しており、厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月ごろから 34 年 1 月 10 日まで

私は、昭和 33 年に高等学校を卒業し、同年 11 月ごろから 34 年 1 月 9 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた上司は、「試用期間が 2、3 か月あり、その状況をみて、正社員に採用されたと思う。正社員になって、厚生年金保険に加入させていたのではないか。」と述べている。

また、複数の同僚が実際の入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が違うと証言していることから、A 社においては、入社から一定期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、事業主は、「正社員なら皆厚生年金保険に加入させていたが、役員、社員入退社一覧表には申立人の名前は無いことから、申立人が正社員であったかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで

私が、平成 21 年 12 月に社会保険事務所（当時）に年金の加入記録を確認した際、申立期間に勤務した A 社の記録が既に脱退手当金として支給済みの記録となっていた。

しかし、当時の私は脱退手当金の制度を全く知らない上、請求した記憶も無いので調査し、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月 1 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給要件を満たした 11 名（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 8 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同僚の一人は事業所に頼んで請求した旨証言していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の氏名は、A 社の被保険者資格喪失後の昭和 40 年 1 月 26 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 23 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、B社に勤務していたが、以前勤務していたA社の社長から誘われ、社会保険も完備したとのことだったので間を空けることなく同社に入社した。しかしながら、厚生年金保険の被保険者記録は昭和 39 年 7 月 1 日が資格取得日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC手帳及びA社で撮った写真に写っている同僚の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の同僚は、「私は、昭和 37 年 8 月 23 日にA社に入社したが、同社での厚生年金保険被保険者記録は、39 年 7 月 1 日が資格取得日となっており、入社日と資格取得日が相違する。」と供述している。

また、申立人は、「提出した写真に写っている同僚は、私より先に入社した先輩である。」と供述しているが、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 39 年 7 月 1 日となっていることが確認でき、A社においては、入社日と厚生年金保険加入日は同じではない状況が見られる。

さらに、別の同僚は、「A社は、不景気な時期があり、私自身の厚生年金保険の被保険者資格が、その都度数回喪失している。」と述べているところ、この同僚の記録は、同社において資格取得及び資格喪失を繰り返していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社は、昭和 58 年 7 月 31 日に適用

事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 1 日まで

平成 8 年 5 月から 9 年 4 月までの期間の標準報酬月額が、前後の期間の 59 万円から 41 万円に下がっている。当時、A 社の経営は順調で、厚生年金保険料の滞納も無く、標準報酬月額が急に下がった理由は思い当たらないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る申立期間当時の標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額 59 万円から 41 万円に減額されていると述べている。

しかしながら、申立人から提出のあった平成 9 年分の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録における標準報酬月額に相当する健康保険料及び厚生年金保険料の合計金額とほぼ一致する。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、さかのぼった訂正等の不合理な処理が行われた形跡も無い。

さらに、A 社は既に解散しており、同社の事業主である申立人は、すべての資料を廃棄したと供述している上、同社の社会保険等の書類作成及び届出を行っていた会計事務所は既に廃業していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。